

MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型投信／海外／株式／インデックス型

インベスコ・アセット・マネジメント

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	: インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長兼 CEO 佐藤 秀樹
本店の所在の場所	: 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

本書「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書です。

MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月15日に関東財務局長に提出しており、2024年2月16日にその届出の効力が生じております。

本書は、当該有価証券届出書の内容（第三部 第2および第3に掲げる事項を除く）を記載した目論見書で、ご投資家の皆さまのご請求に基づき販売会社を通じてお渡しするものです。

M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

投資信託説明書（請求目論見書）目次

第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		3
第1	ファンドの状況	3
	1 ファンドの性格	3
	2 投資方針	11
	3 投資リスク	19
	4 手数料等及び税金	24
	5 運用状況	31
第2	管理及び運営	38
	1 申込（販売）手続等	38
	2 換金（解約）手続等	39
	3 資産管理等の概要	41
	4 受益者の権利等	44
第3	ファンドの経理状況	45
	1 財務諸表	48
	2 ファンドの現況	100
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	101
第三部 委託会社等の情報		102
第1	委託会社等の概況	102
	1 委託会社等の概況	102
	2 事業の内容及び営業の概況	103
	3 委託会社等の経理状況	104
	4 利害関係人との取引制限	144
	5 その他	144
信託約款		145

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

MSC インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ
以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けます。
- ・受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。
- ・振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
- ・委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ・委託会社の依頼により、信用格付業者から提供または閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供または閲覧に供される予定の信用格付もありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

* 受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「コクサイ」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(5)【申込手数料】

- ・購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。
詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。
- 1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。
- 2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。
- 3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。
- ・「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。

* 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2024年2月16日から2024年8月15日まで

* 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。

(9) 【払込期日】

購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。

継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

* ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。

* ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(12) 【その他】

- ・ 申込証拠金はありません。
- ・ 購入代金には利息を付しません。
- ・ 日本以外の地域における発行はありません。
- ・ クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター・マンデー、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日のいずれかに該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
- ・ ファンドに関する照会先は以下のとおりです。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドの目的	日本を除く世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます。）を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。 「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。
---------	---

信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	--

ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

	商品分類項目	商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	
	不動産投信 資産複合	
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの
	特殊型	

* ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

属性区分項目		属性区分の定義
投資対象資産	株式	
	(一般)	(大型株)
	(中小型株)	
	債券	
	(一般)	(公債)
	(社債)	(その他債券)
	(クレジット属性)	
	不動産投信	
その他資産(投資信託証券)		
資産複合		
	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)
決算頻度	年1回	年2回
	年4回	年6回(隔月)
	年12回(毎月)	日々
	その他	
投資対象地域	グローバル	日本
	北米	欧州
	アジア	オセアニア
	中南米	アフリカ
	中近東(中東)	エマージング
投資形態	ファミリーファンド	
	ファンド・オブ・ファンズ	
為替ヘッジ	為替ヘッジあり	
	為替ヘッジなし	
対象インデックス	日経225	
	TOPIX	
	その他(MSCIコクサイ・インデックス)	

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの特色

<p>1 . .</p>	<p>主として、マザーファンド¹ 受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式に投資します。</p> <p>1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」です。</p>
<p>2 . .</p>	<p>グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）² に連動する投資成果³ を目指します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>2 ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。</p> <p>MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）とは、MSCI Inc. が算出する基準日前営業日のMSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）の数値を、委託会社が基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）で独自に円換算したものです。</p> <p>MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が算出する株式インデックス（指数）の一つです。MSCIインデックスは、MSCI Inc. の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc. のサービスマークです。</p> <p>この情報はMSCI Inc. の営業秘密であり、またその著作権はMSCI Inc. に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。</p> <p>また、ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCI Inc. は何ら保証するものではありません。</p> <p>MSCIコクサイ・インデックスの構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は事前の予告なく変更されることがあります。</p> <p>3 ファンドは、ベンチマークと連動することを目指して運用を行いますが、基準価額とベンチマークの動きは乖離する場合があります。</p> <p>* ファンドのベンチマークは、2023年10月6日を変更適用日として、以下の通り「配当込み指数」に変更しております。</p> <p>（変更前）MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース）</p> <p>（変更後）MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）</p> </div>
<p>3 . .</p>	<p>実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p>

4 . .

ファミリーファンド方式⁴で運用を行います。

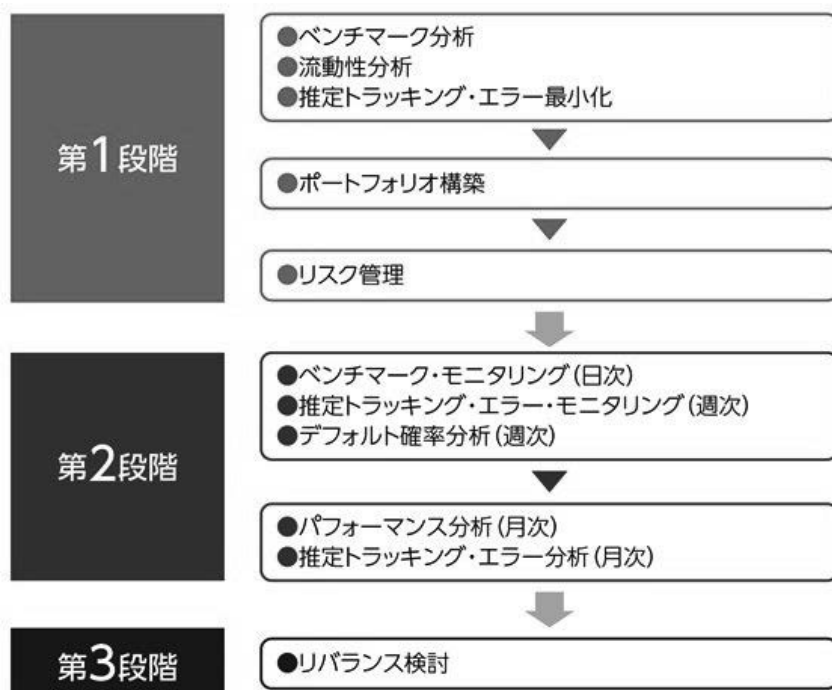
4 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して実質的な運用を行う仕組みです。

なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。



ファンドの運用プロセス

ファンドの運用は、インデックスに連動する投資成果を目指し以下の3段階のプロセスで行います。



各運用プロセスの詳細

第1段階 最適化されたポートフォリオを構築する過程	インベスコ・グループが独自に開発したリスク管理・ポートフォリオ構築システムを用いて、ファンドの運用金額およびインデックス構成銘柄の流動性等も勘案して、ポートフォリオの収益率がベンチマークに連動するよう組入銘柄および組入比率を決定します。地域別、国別および業種別配分は、インデックスの各構成比率に基づきます。
第2段階 構築したポートフォリオを管理する過程	MSCIより、指数構成銘柄変更に関するデータ、および組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のコーポレート・アクションに関するデータを毎日取得し、推定トラッキング・エラーを監視します。また、情報ベンダーから財務データ等を取得し、全保有銘柄を対象にデフォルト確率を分析します。 パフォーマンス分析部は、ファンドの運用リスク分析・パフォーマンス分析を行い、運用リスク管理委員会(IRMC)に報告します。
第3段階 リバランスを実施する過程	原則として、MSCIが行う定期的な指数構成銘柄の変更時にリバランスの実行を検討するほか、以下の場合等にも随時、機動的にリバランス取引を検討します。 ◆週次および月次で推定トラッキング・エラーのモニタリングを行った結果、社内管理目標を上回った場合 ◆コーポレート・アクション、浮動株式調整等により指数構成銘柄、組入比率等が変更となった場合

ファンドの運用プロセス等は、2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

*当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2) 【ファンドの沿革】

1997年11月20日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
2002年3月11日	M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド信託契約締結、ファミリーファンド方式による運用へ移行
2007年1月4日	投資信託振替制度への移行
2010年7月5日	委託会社をモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社からインベスコ投信投資顧問株式会社（現インベスコ・アセット・マネジメント株式会社）に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

<p>委託会社 インベスコ・アセット・マネジ メント株式会社</p>	<p>投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。</p>
<p>受託会社 三井住友信託銀行株式会社 <再信託受託会社> 株式会社日本カストディ銀行</p>	<p>委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、株式会社日本カストディ銀行に信託事務の一部を委託することがあります。</p>
<p>販売会社</p>	<p>受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。</p>

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

<p>受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約</p>	<p>信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。</p>
<p>販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する 契約</p>	<p>受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。</p>

委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）			
資本金	4,000百万円（2023年11月30日現在）			
沿革	<p>1986年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立</p> <p>1990年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立</p> <p>1996年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更</p> <p>1998年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併</p> <p>2014年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更</p>			
大株主の状況	（2023年11月30日現在）			
	名称	住所	所有株式数	所有比率
	インベスコ・フ アー・イース ト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

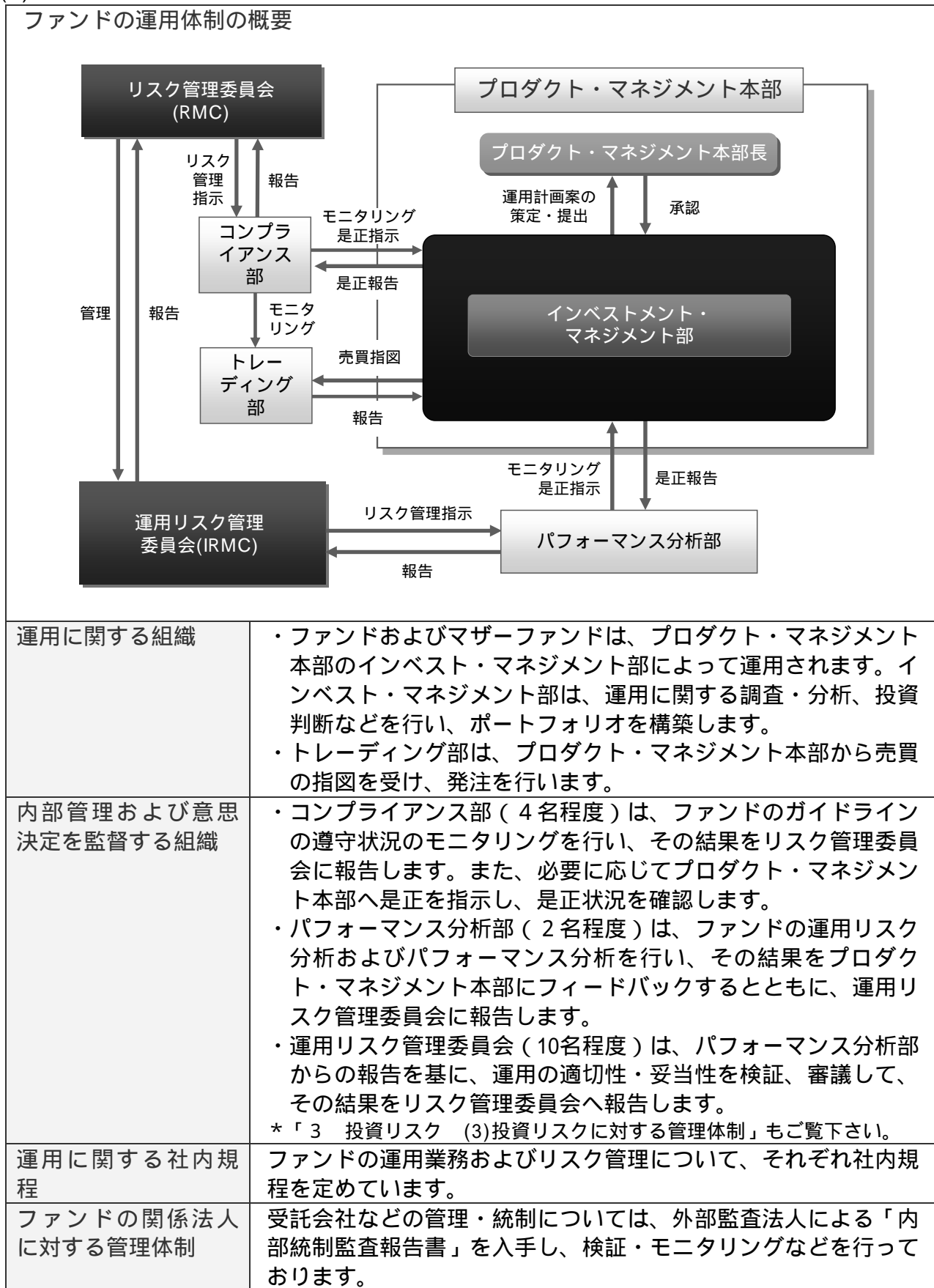
基本方針	この投資信託は、日本を除く世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・主としてマザーファンド受益証券に投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（当該株式の預託により発行されるDRおよびカントリーファンドを含みます。）に投資します。 ・グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）に連動した投資成果を目指して運用を行います。 ・株式の実質組入比率は、高水準を維持します。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

(2) 【投資対象】

投資対象とする有価証券	<p>委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <ul style="list-style-type: none"> a．株券または新株引受権証書 b．国債証券 c．地方債証券 d．特別の法律により法人の発行する債券 e．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） f．コマーシャル・ペーパー g．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a．からf．までの証券または証書の性質を有するもの h．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。） i．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） j．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。） k．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。） l．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。） m．外国法人が発行する譲渡性預金証書 n．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14
-------------	--

	<p>号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> o . 抵当証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第16号で定めるものをいいます。) p . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの q . 外国の者に対する権利で前 p . の有価証券の性質を有するもの
<p>投資対象とする金融商品</p>	<p>委託会社は、信託金を、以下の金融商品 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> a . 預金 b . 指定金銭信託 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。) c . コール・ローン d . 手形割引市場において売買される手形 e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1号で定めるもの f . 外国の者に対する権利で前 e . の権利の性質を有するもの <p>* 前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。</p>

(3) 【運用体制】



上記運用体制における組織名称等は、2023年11月30日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日	年1回の11月19日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	<ul style="list-style-type: none">・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益等の全額とします。・ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。・ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
分配金の支払い	<p>a. 「分配金再投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。</p> <p>b. 「分配金支払いコース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。</p> <p>* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。</p> <p>* 「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。</p>

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。

■ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5)【投資制限】

信託約款上の投資制限

株式への投資制限（運用の基本方針）	株式への実質投資割合 ¹ には、制限を設けません。 1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の株式（MSCIコクサイ・インデックスを構成する銘柄を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債 ² への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 2 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投資制限（運用の基本方針）	投資信託証券 ³ への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 3 マザーファンド受益証券を除きます。
デリバティブ取引の利用（運用の基本方針）	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
デリバティブ取引等にかかる投資制限（第19条第7項）	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
信用リスク集中回避のための投資制限（第21条の2）	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託会社は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。ただし、MSCIコクサイ・インデックスの構成銘柄にかかるエクスポージャーは零とみなします。
信用取引の指図（第23条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 ・当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

<p>先物取引等の運用指図（第24条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。）、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じです。）。 <ul style="list-style-type: none"> - わが国の金融商品取引所⁴における有価証券先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 - 外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 - 金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。）、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。 <p>4 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。</p>
<p>スワップ取引の運用指図（第25条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
<p>金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（第26条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相

	<p>手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
有価証券の貸し付けの指図（第28条）	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第30条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第31条）	投資信託財産に属する実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ（第29条）	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

(参考)MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンドの投資方針

基本方針	この投資信託は、日本を除く世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。
投資対象	日本を除く世界各国の株式（DR（預託証券）およびカンタリーファンドを含みます。）を主要投資対象とします。
主な投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を除く世界各国の株式（当該株式の預託により発行されるDRおよびカンタリーファンドを含みます。）に投資します。 ・グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。 ・株式の組入比率は、高水準を維持します。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式（MSCIコクサイ・インデックスを構成する銘柄を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは実質的に外国の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク (株式)	《株価の下落は、基準価額の下落要因です。》 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。
信用リスク	《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》 ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。
カントリー・リスク	《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。》 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。
為替変動リスク	《為替の変動(円高)は、基準価額の下落要因です。》 ファンドは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

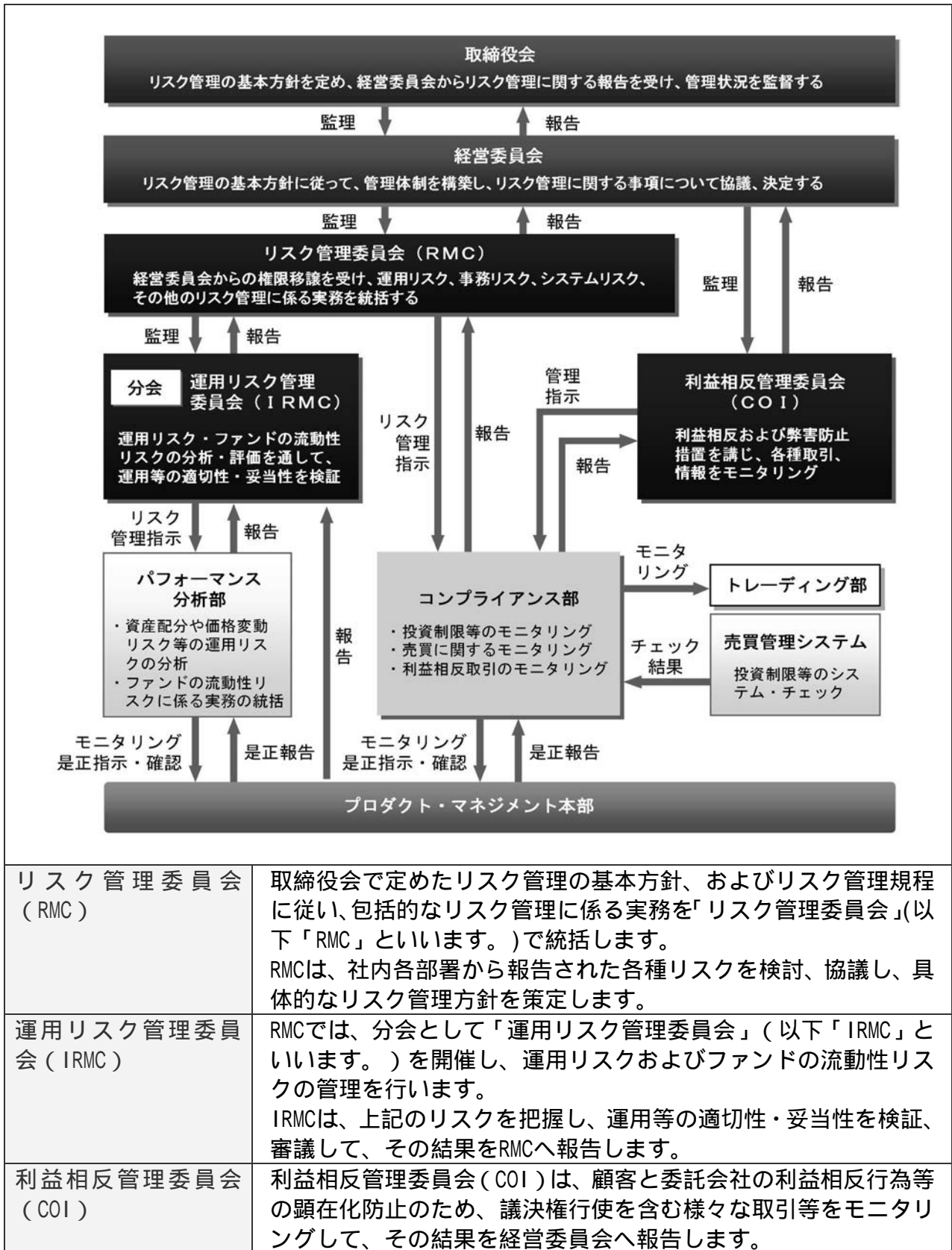
ファンド固有の留意点

ベンチマークに関する留意点	ファンドはベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。主として、ファンドとベンチマークの組入資産の銘柄、売買タイミング、時価評価および比率の差異並びに信託報酬、取引費用、為替等の要因があるため、ファンドとベンチマークの騰落率は完全に一致するものではなく、乖離する場合があります。また、ベンチマークに関して、指数提供者により構成銘柄および構成比率の訂正等が発生した場合には、通常のポートフォリオの調整を行う場合と比べて、ファンドとベンチマークの騰落率の乖離はより大きくなる可能性があります。ベンチマークの算出・取得ができない事態が生じた場合、委託会社はベンチマークの変更や廃止を含む運用方針の見直しを行うことまたはファンドを償還することがあります。
---------------	--

投資信託に関する留意点

換金に関する留意点	ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。
ファミリーファンド方式に関する留意点	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(3)投資リスクに対する管理体制
投資リスク管理体制の概要



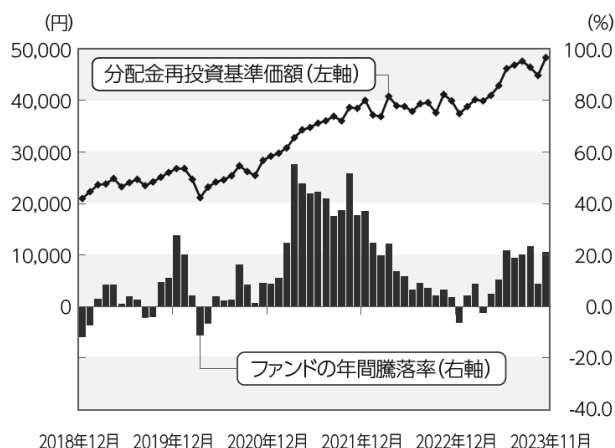
関係部署の役割

プロダクト・マネジメント本部	ファンドの流動性に関する緊急時対応策の有効性を検証し、その結果をIRMCに報告します。
パフォーマンス分析部	資産配分や価格変動リスクなどの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行います。また、ファンドの流動性リスクに係るモニタリングや是正処置の策定などの実務を統括し、その結果をIRMCに報告します。
コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況、最良執行など売買取引をモニタリングし、その結果をRMCに報告します。 また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。

上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

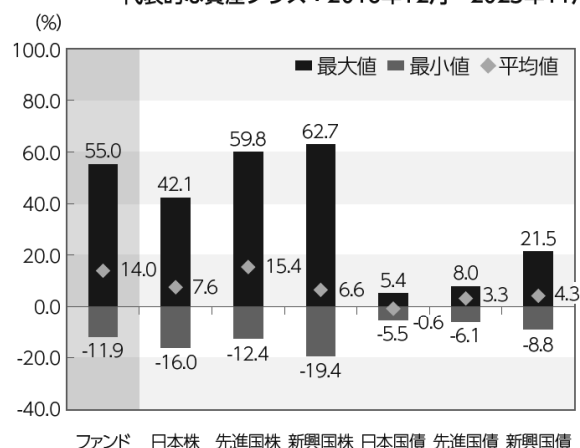
〈参考情報〉

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2018年12月～2023年11月
代表的な資産クラス：2018年12月～2023年11月



* 上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

TOPIX (東証株価指数) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース) に、当日の米ドル為替レート (WM/ロイター値) を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (米ドルベース) に、当日の米ドル為替レート (WM/ロイター値) を乗じて算出しています。

指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社 (「JPモルガン」) に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】 < 投資者が直接的に負担する費用 >

購入時手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ・ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。</p>
分配金の再投資にかかる手数料	「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2) 【換金(解約)手数料】 < 投資者が直接的に負担する費用 >

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

* 「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3) 【信託報酬等】 < 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 >

信託報酬の額	日々の投資信託財産の純資産総額に年率0.99%（税抜き0.90%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。																		
信託報酬の配分	<p>信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分（年率）</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.10%</td> <td>0.90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table>	配分（年率）	委託会社	販売会社	受託会社	合計		0.40%	0.40%	0.10%	0.90%	配分先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
配分（年率）	委託会社	販売会社	受託会社	合計															
	0.40%	0.40%	0.10%	0.90%															
配分先	役務の内容																		
委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等																		
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等																		
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等																		
支払方法	毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。																		

(4) 【その他の手数料等】 < 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 >

信託事務の諸経費

該当する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・ 先物取引やオプション取引等に要する費用 ・ 資産を外国で保管する場合の費用 ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息 ・ 投資信託財産に関する租税 ・ 信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

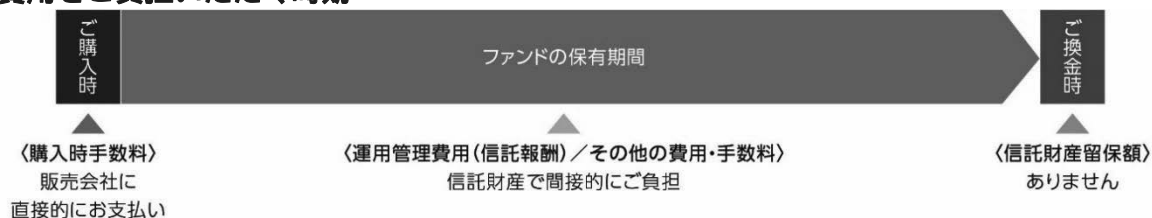
その他信託事務の諸費用

<p>該当する費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用） ・ 法律顧問への報酬 ・ 受益権の管理事務等に関連する費用 ・ 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・ 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用 	
<p>計算方法等</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> その他信託事務の諸費用 上限固定率 純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%） </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。 	その他信託事務の諸費用 上限固定率 純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）
その他信託事務の諸費用 上限固定率 純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）		
<p>支払方法</p>	<p>毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。</p>	

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（参考）

各費用をご負担いただく時期



<照会先>

上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取扱い

分配金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。	
	2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)
	2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)
	・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。	
解約金および償還金に対する課税	・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。	
	2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)
	2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)
	・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。	
損益通算について	・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま	
	す。）と損益通算することができます。 ・解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま	
	す。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。 * 特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。	

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。 	
	2037年12月31日まで	15.315%
	2038年1月1日以降	15%
	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。 	

個別元本について

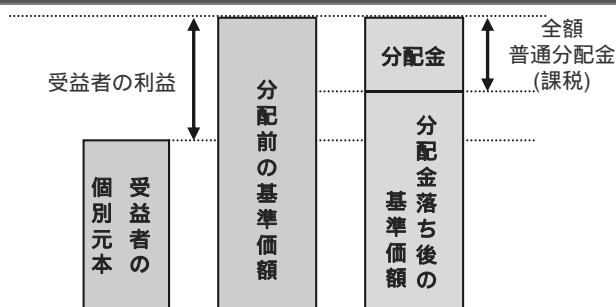
- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

普通分配金



分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

元本払戻金(特別分配金)



分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

上記は、2023年11月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(2023年11月30日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8,106,658,950	100.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2,458,402	0.03
合 計(純資産総額)		8,104,200,548	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	アメリカ	73,367,951,672	69.63
	イギリス	4,272,436,187	4.05
	フランス	3,479,414,289	3.30
	カナダ	3,364,425,762	3.19
	スイス	2,836,329,138	2.69
	ドイツ	2,495,768,354	2.36
	オーストラリア	1,946,046,301	1.84
	オランダ	1,378,473,393	1.30
	デンマーク	975,228,650	0.92
	スウェーデン	937,324,305	0.88
	スペイン	804,804,879	0.76
	イタリア	768,574,225	0.72
	香港	600,232,236	0.56
	シンガポール	348,782,799	0.33
	ベルギー	270,648,921	0.25
	フィンランド	244,108,160	0.23
	ノルウェー	194,310,813	0.18
	イスラエル	192,686,080	0.18
	アイルランド	147,338,804	0.13
	ポルトガル	65,118,440	0.06
	オーストリア	55,564,580	0.05
	ニュージーランド	55,556,261	0.05
	ルクセンブルグ	14,944,745	0.01
バミューダ	7,437,133	0.00	
小 計		98,823,506,127	93.79
投資証券	アメリカ	1,730,051,228	1.64
	オーストラリア	112,260,873	0.10
	シンガポール	40,065,755	0.03
	フランス	36,407,102	0.03
	イギリス	32,346,908	0.03
	香港	23,707,072	0.02
	カナダ	8,081,564	0.00
	ベルギー	7,769,471	0.00
	小 計		1,990,689,973
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		4,548,286,919	4.31
合 計(純資産総額)		105,362,483,019	100.00

(2) 【投資資産】(2023年11月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	M S C I コクサイ・ インデックス・ マザーファンド	1,462,530,255	5.5925 8,179,241,825	5.5429 8,106,658,950	100.03

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

(参考) M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	200,996	27,897.70	5,607,327,777	27,850.64	5,597,868,423	5.31
2	アメリカ	株式	MICROSOFT	ソフトウェア・ サービス	90,244	54,393.83	4,908,717,652	55,717.46	5,028,167,318	4.77
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM	一般消費財・サ ービス流通・小 売り	118,080	21,351.62	2,521,199,597	21,519.28	2,540,996,866	2.41
4	アメリカ	株式	NVIDIA	半導体・半導体 製造装置	31,556	72,502.56	2,287,891,055	70,799.49	2,234,148,959	2.12
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	75,940	19,900.04	1,511,209,167	19,852.97	1,507,635,248	1.43
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS- A	メディア・娯楽	28,300	49,274.33	1,394,463,618	48,856.65	1,382,643,308	1.31
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	67,560	20,139.76	1,360,642,578	20,060.34	1,355,277,111	1.28
8	アメリカ	株式	TESLA	自動車・自動車 部品	36,500	34,458.50	1,257,735,287	35,905.66	1,310,556,948	1.24
9	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP	ヘルスケア機器 ・サービス	11,914	78,872.17	939,683,036	78,679.50	937,387,665	0.88
10	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	10,338	87,022.78	899,641,600	87,044.85	899,869,661	0.85
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY-B	金融サービス	16,500	52,787.83	870,999,279	52,752.53	870,416,882	0.82
12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	37,402	22,475.23	840,618,829	22,695.84	848,869,897	0.80
13	アメリカ	株式	EXXON MOBIL	エネルギー	51,626	15,436.46	796,923,056	15,051.14	777,030,350	0.73
14	アメリカ	株式	VISA-A	金融サービス	20,600	36,702.78	756,077,458	37,389.60	770,225,886	0.73
15	アメリカ	株式	BROADCOM	半導体・半導体 製造装置	5,233	143,794.75	752,477,933	138,367.86	724,079,054	0.68
16	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	30,847	22,029.61	679,547,544	22,370.81	690,072,614	0.65

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
17	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE	家庭用品・パーソナル用品	30,146	22,217.86	669,779,756	22,226.68	670,045,770	0.63
18	アメリカ	株式	MASTERCARD-A	金融サービス	10,810	58,872.12	636,407,628	60,272.22	651,542,778	0.61
19	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	41,702	15,038.53	627,137,112	14,932.40	622,711,112	0.59
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	一般消費財・サービス流通・小売り	12,797	45,190.19	578,298,976	45,741.71	585,356,681	0.55
21	スイス	株式	NESTLE	食品・飲料・タバコ	34,119	16,685.75	569,301,254	16,709.35	570,106,408	0.54
22	アメリカ	株式	ADOBE	ソフトウェア・サービス	5,813	88,633.20	515,224,827	90,799.54	527,817,768	0.50
23	オランダ	株式	ASML HOLDING	半導体・半導体製造装置	5,152	101,541.33	523,140,968	101,622.09	523,557,018	0.49
24	アメリカ	株式	CHEVRON	エネルギー	23,120	21,245.73	491,201,328	21,164.84	489,331,186	0.46
25	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE	生活必需品流通・小売り	5,636	84,881.45	478,391,855	86,456.57	487,269,230	0.46
26	アメリカ	株式	MERCK	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	32,495	14,964.37	486,267,285	14,873.18	483,304,280	0.45
27	アメリカ	株式	ABBVIE	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	22,474	20,339.78	457,116,238	20,369.19	457,777,288	0.43
28	アメリカ	株式	COCA-COLA	食品・飲料・タバコ	52,502	8,421.22	442,131,323	8,563.88	449,621,148	0.42
29	アメリカ	株式	PEPSICO	食品・飲料・タバコ	17,602	24,525.39	431,695,972	24,584.22	432,731,462	0.41
30	アメリカ	株式	WALMART	生活必需品流通・小売り	18,848	22,847.32	430,626,372	22,954.68	432,649,914	0.41

種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	ソフトウェア・サービス	10.00
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.63
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.67
	資本財	6.37
	金融サービス	6.35
	半導体・半導体製造装置	6.07
	メディア・娯楽	5.78
	銀行	5.09
	エネルギー	4.74
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.40
	ヘルスケア機器・サービス	4.22
	素材	3.85
	食品・飲料・タバコ	3.46
	保険	3.04
	公益事業	2.61
	消費者サービス	2.01
	自動車・自動車部品	2.00
	運輸	1.69
	家庭用品・パーソナル用品	1.63
	生活必需品流通・小売り	1.61
	商業・専門サービス	1.51
耐久消費財・アパレル	1.49	
電気通信サービス	1.16	
不動産管理・開発	0.31	
	小計	93.79
投資証券	-	1.88
	合計	95.68

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド

種類	取引所	資産の名称	買建 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価 指数 先物 取引	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	87	米ドル	19,706,646.80	2,898,256,544	19,832,738	2,916,800,702	2.76
	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	STX50 INDEX	買建	199	ユーロ	4,546,294.84	734,272,080	4,575,010	738,909,864	0.70
	モントリオール取引所	S&P 60	買建	6	カナダ ドル	1,462,162.80	158,220,636	1,454,280	157,367,638	0.14
	シドニー先物取引所	SPI 200	買建	6	豪ドル	1,062,151.90	103,506,703	1,058,100	103,111,844	0.09

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第17期計算期間(2014年11月19日現在)	2,511	2,511	1.8867	1.8867
第18期計算期間(2015年11月19日現在)	2,487	2,487	1.9620	1.9620
第19期計算期間(2016年11月21日現在)	2,080	2,080	1.7940	1.7940
第20期計算期間(2017年11月20日現在)	2,318	2,318	2.1957	2.1957
第21期計算期間(2018年11月19日現在)	2,339	2,339	2.2465	2.2465
第22期計算期間(2019年11月19日現在)	2,441	2,441	2.4669	2.4669
第23期計算期間(2020年11月19日現在)	2,805	2,805	2.6772	2.6772
第24期計算期間(2021年11月19日現在)	4,717	4,717	3.8072	3.8072
第25期計算期間(2022年11月21日現在)	6,142	6,142	3.8881	3.8881
第26期計算期間(2023年11月20日現在)	8,205	8,205	4.7004	4.7004
2022年11月末日	6,115	-	3.8493	-
2022年12月末日	5,966	-	3.6093	-
2023年1月末日	5,988	-	3.7416	-
2023年2月末日	6,277	-	3.8703	-
2023年3月末日	6,391	-	3.8483	-
2023年4月末日	6,509	-	3.9507	-
2023年5月末日	6,731	-	4.1317	-
2023年6月末日	7,165	-	4.4525	-
2023年7月末日	7,482	-	4.5153	-
2023年8月末日	7,736	-	4.5902	-
2023年9月末日	7,691	-	4.4759	-
2023年10月末日	7,503	-	4.3216	-
2023年11月末日	8,104	-	4.6569	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第17期計算期間	0.0000
第18期計算期間	0.0000
第19期計算期間	0.0000
第20期計算期間	0.0000
第21期計算期間	0.0000
第22期計算期間	0.0000
第23期計算期間	0.0000
第24期計算期間	0.0000
第25期計算期間	0.0000
第26期計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第17期計算期間	27.49
第18期計算期間	3.99
第19期計算期間	8.56
第20期計算期間	22.39
第21期計算期間	2.31
第22期計算期間	9.81
第23期計算期間	8.52
第24期計算期間	42.21
第25期計算期間	2.12
第26期計算期間	20.89

(注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第17期計算期間	367,866,926	636,498,778
第18期計算期間	145,894,604	209,347,446
第19期計算期間	69,046,978	177,101,796
第20期計算期間	89,160,399	193,130,226
第21期計算期間	77,205,570	91,545,130
第22期計算期間	69,889,317	121,600,293
第23期計算期間	228,289,995	170,020,197
第24期計算期間	397,619,136	206,627,633
第25期計算期間	612,914,201	272,117,811
第26期計算期間	502,233,418	336,280,752

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

基準価額・純資産の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移 (過去10年)



- * 基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
- * 分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	46,569円
純資産総額	8,104百万円

■ 期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	7.8%
3カ月	1.5%
6カ月	12.7%
1年	21.0%
3年	70.1%
5年	105.8%
設定来	382.0%

* 期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前 / 1万口当たり)

決算期	2019年11月	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	446円

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

■ 資産配分

	純資産比
株式	95.7%
先物取引	3.7%
キャッシュ等	0.6%

* 株式には、投資信託証券などが含まれています。

銘柄数	1,278
-----	-------

■ 組入株式上位5カ国

	国名	純資産比
1	アメリカ	71.3%
2	イギリス	4.1%
3	フランス	3.3%
4	カナダ	3.2%
5	スイス	2.7%

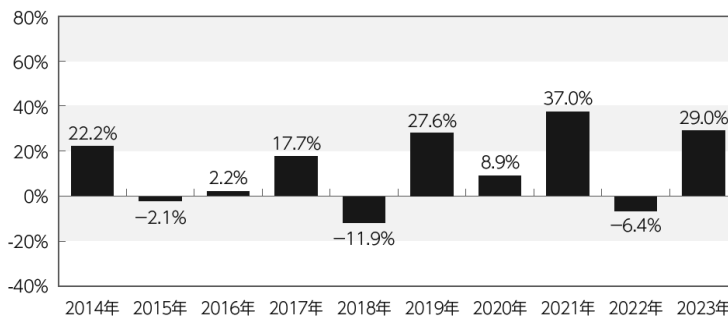
■ 組入株式上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	アップル	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.3%
2	マイクロソフト	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.8%
3	アマゾン・ドット・コム	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	2.4%
4	エヌビディア	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.1%
5	アルファベットA	アメリカ	メディア・娯楽	1.4%
6	メタ・プラットフォームズA	アメリカ	メディア・娯楽	1.3%
7	アルファベットC	アメリカ	メディア・娯楽	1.3%
8	テスラ	アメリカ	自動車・自動車部品	1.2%
9	ユナイテッドヘルス・グループ	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	0.9%
10	イーライリリー	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.9%

* 国名は発行体の国籍（所在国）などで区分しています。

* 業種はGICS（世界産業分類基準）に準じています。

年間収益率の推移



* ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

* 2023年は11月末までの騰落率を表示しています。

- ・ 運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・ 最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、積立投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
購入申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター・マンデー、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日のいずれかに該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金支払いコース」の2コースがあります。 * 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
購入申込締切時間	<ul style="list-style-type: none">・原則として、毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 <ul style="list-style-type: none">・「分配金再投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。・「分配金支払いコース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。
購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	<ul style="list-style-type: none">・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
--	--

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター・マンデー、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日のいずれかに該当する日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。
換金の申し込み受け付けの中止等	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できません。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるフ

	<p>アンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
買取請求	<p>買取のご請求については、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては買取の取り扱いを行わない場合があります。</p>
償還金の支払い	<p>原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。</p> <p>償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。</p>

< 照会先 >

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。

照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<p>基準価額の算定</p>	<p>基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <div style="text-align: center;"> <p>基準価額の計算方法</p> <p>ファンドの純資産総額 = ファンドの資産総額 - ファンドの負債総額 ファンドの基準価額 = ファンドの純資産総額 ÷ ファンドの受益権口数</p> </div>						
<p>基準価額の算出頻度と公表</p>	<p>基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「コクサイ」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">基準価額の照会先</p> <div style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p>インベスコ・アセット・マネジメント株式会社</p> <p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100</p> <p>受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p> <p>ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/</p> </div>						
<p>主な投資資産の評価方法</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">投資資産</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親投資信託 受益証券</td> <td>親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。</td> </tr> </tbody> </table>	投資資産	評価方法	親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。	株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。
投資資産	評価方法						
親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。						
株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。						

(2) 【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 * ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	---

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限（設定日：1997年11月20日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が当初設定口数の10分の1を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	---

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	--

(5) 【その他】

繰上償還	<ul style="list-style-type: none">・ 委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が当初設定口数の10分の1を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。・ 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。・ 信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>繰上償還の流れ</p><pre>graph LR; A[委託会社による繰上償還の公告※ (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(繰上償還実施); A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[繰上償還不成立 不成立の公告※/書面交付];</pre></div> <p>※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <ul style="list-style-type: none">* 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。* 上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が1カ月
------	--

	<p>を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。</p> <p>* 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。</p>
信託約款の変更	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">重大な信託約款の変更の流れ</p> <pre> graph LR A[委託会社による 約款変更の 公告* (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(約款変更実施) A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[約款変更不成立 不成立の公告*/書面交付] </pre> <p style="text-align: center; font-size: small;">※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> </div> <p>* 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。</p> <p>* 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。</p>
反対者の買取請求	<p>委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べるすることができます。</p> <p>この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。</p>
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	<p>委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。</p>
運用報告書	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知っている受益者に対して交付します。 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	<p>受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。</p>

4 【受益者の権利等】

<p>分配金に対する請求権</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとなります。
<p>償還金に対する請求権</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとなります。
<p>受益権の換金（解約）請求権</p>	<p>受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。</p>
<p>受益権均等分割</p>	<p>受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。</p>
<p>帳簿閲覧権</p>	<p>受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。</p>

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間(2022年11月22日から2023年11月20日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:
榎原 康大
018375B744AB490...

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの2022年11月22日から2023年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの2023年11月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期 (2022年11月21日現在)	第26期 (2023年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,142,633,030	8,205,916,229
未収入金	31,660,986	43,796,712
流動資産合計	6,174,294,016	8,249,712,941
資産合計	6,174,294,016	8,249,712,941
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,878,771	5,854,616
未払受託者報酬	3,078,216	4,093,307
未払委託者報酬	24,625,724	32,746,383
その他未払費用	1,078,275	1,102,406
流動負債合計	31,660,986	43,796,712
負債合計	31,660,986	43,796,712
純資産の部		
元本等		
元本	1,579,839,668	1,745,792,334
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損 金()	4,562,793,362	6,460,123,895
(分配準備積立金)	1,880,024,376	2,824,304,463
元本等合計	6,142,633,030	8,205,916,229
純資産合計	6,142,633,030	8,205,916,229
負債純資産合計	6,174,294,016	8,249,712,941

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期 自 2021年11月20日 至 2022年11月21日	第26期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	222,716,009	1,423,860,284
営業収益合計	222,716,009	1,423,860,284
営業費用		
受託者報酬	5,802,250	7,480,293
委託者報酬	46,417,960	59,842,216
その他費用	2,156,550	2,204,812
営業費用合計	54,376,760	69,527,321
営業利益又は営業損失()	168,339,249	1,354,332,963
経常利益又は経常損失()	168,339,249	1,354,332,963
当期純利益又は当期純損失()	168,339,249	1,354,332,963
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額()	3,153,551	60,869,373
期首剰余金又は期首欠損金()	3,478,256,376	4,562,793,362
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,677,939,374	1,575,263,700
当期追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額	1,677,939,374	1,575,263,700
剰余金減少額又は欠損金増加額	758,588,086	971,396,757
当期一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額	758,588,086	971,396,757
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	4,562,793,362	6,460,123,895

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2022年11月19日及び20日並びに2023年11月19日が休日のため、信託約款第42条により、当計算期間開始日を2022年11月22日、当計算期間末日を2023年11月20日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第25期 自 2021年11月20日 至 2022年11月21日	第26期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

第25期 (2022年11月21日現在)	第26期 (2023年11月20日現在)
1. 期首元本額 1,239,043,278円	1. 期首元本額 1,579,839,668円
期中追加設定元本額 612,914,201円	期中追加設定元本額 502,233,418円
期中解約元本額 272,117,811円	期中解約元本額 336,280,752円
2. 計算期間末日における受益権の総数 1,579,839,668口	2. 計算期間末日における受益権の総数 1,745,792,334口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25期 自 2021年11月20日 至 2022年11月21日	第26期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(69,884,779円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(95,300,919円)、信託約款に規定される収益調整金(2,908,559,569円)及び分配準備積立金(1,714,838,678円)より分配対象収益は4,788,583,945円(1万口当たり30,310.55円)ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(123,752,936円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(1,169,710,654円)、信託約款に規定される収益調整金(3,763,839,875円)及び分配準備積立金(1,530,840,873円)より分配対象収益は6,588,144,338円(1万口当たり37,737.26円)ですが、分配を行っておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	<p>証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンドです。</p> <p>親投資信託受益証券は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされています。</p> <p>また、親投資信託受益証券は、為替予約取引及び株価指数先物取引を利用しております。</p> <p>当該デリバティブ取引のうち、為替予約取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>当該デリバティブ取引のうち、株価指数先物取引に係る主要なリスクは、対象指数又は対象証券の動き等を反映して変動する価格変動リスクであります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。</p> <p>RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第25期 (2022年11月21日現在)	第26期 (2023年11月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第25期 (2022年11月21日現在)	第26期 (2023年11月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	226,072,165	1,363,812,492
合計	226,072,165	1,363,812,492

(デリバティブ取引等に関する注記)

第25期 (2022年11月21日現在)	第26期 (2023年11月20日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第25期 自 2021年11月20日 至 2022年11月21日	第26期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第25期 (2022年11月21日現在)	第26期 (2023年11月20日現在)
1口当たり純資産額 3,881円 (1万口当たり純資産額 38,881円)	1口当たり純資産額 4,700円 (1万口当たり純資産額 47,004円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(2023年11月20日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	M S C I コクサイ・インデック ス・マザーファンド	1,467,176,154	8,205,916,229	
	合計	1,467,176,154	8,205,916,229	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2022年11月21日現在)	(2023年11月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		2,786,687,512	2,344,801,947
コール・ローン		343,260,694	330,835,021
株式		103,245,817,111	99,847,606,756
新株予約権証券		5,605,609	-
投資証券		2,347,106,448	1,977,925,747
派生商品評価勘定		227,422,181	130,895,470
未収入金		649,107	398,351
未収配当金		132,584,214	132,902,467
前払金		254,184,168	-
差入委託証拠金		831,959,742	1,364,268,463
流動資産合計		110,175,276,786	106,129,634,222
資産合計		110,175,276,786	106,129,634,222
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	243,925
未払解約金		119,807,176	197,109,673
未払利息		940	906
流動負債合計		119,808,116	197,354,504
負債合計		119,808,116	197,354,504
純資産の部			
元本等			
元本		24,015,690,052	18,940,060,632
剰余金			
剰余金又は欠損金()		86,039,778,618	86,992,219,086
元本等合計		110,055,468,670	105,932,279,718
純資産合計		110,055,468,670	105,932,279,718
負債純資産合計		110,175,276,786	106,129,634,222

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる海外取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2021年11月20日 至 2022年11月21日	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

(2022年11月21日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	22,102,945,826円
同期中における追加設定元本額	12,735,648,025円
同期中における解約元本額	10,822,903,799円
同計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金額)
先進国株式インデックス・オープン<為替ヘッジあり> (ラップ向け)	3,202,466,756円
先進国株式インデックス・オープン<為替ヘッジなし> (ラップ向け)	14,456,238,218円
インベスコ MSC Iコクサイ・インデックス・ファンド	2,896,135,920円
MSC Iインデックス・セレクト・ファンド	1,340,425,311円
コクサイ・ポートフォリオ	
インベスコ MSC Iコクサイ・インデックス・ファンド I (適格機関投資家専用)	183,088,484円
インベスコ MSC Iコクサイ・インデックス・ファンド I - 2 (適格機関投資家専用)	224,285,361円
インベスコ MSC Iコクサイ・インデックス・ファンド I - 3 (適格機関投資家専用)	10,025,424円
インベスコ MSC Iコクサイ・インデックス・ファンド I - 5 (為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	20,441,380円
インベスコ MSC Iコクサイ・インデックス・ファンド I - 6 (適格機関投資家専用)	1,682,583,198円
合計	24,015,690,052円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における 当該親投資信託の受益権の総数	24,015,690,052口

(2023年11月20日現在)

1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	24,015,690,052円
同期中における追加設定元本額	6,145,261,868円
同期中における解約元本額	11,220,891,288円
同計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金額)
先進国株式インデックス・オープン<為替ヘッジあり> (ラップ向け)	1,612,591,028円
先進国株式インデックス・オープン<為替ヘッジなし> (ラップ向け)	11,099,483,427円
インベスコ MSC Iコクサイ・インデックス・ファンド MSC Iインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ	3,026,646,023円 1,467,176,154円
インベスコ MSC Iコクサイ・インデックス・ファンド I (適格機関投資家専用)	144,963,228円
インベスコ MSC Iコクサイ・インデックス・ファンド I - 2 (適格機関投資家専用)	159,504,187円
インベスコ MSC Iコクサイ・インデックス・ファンド I - 3 (適格機関投資家専用)	7,036,929円
インベスコ MSC Iコクサイ・インデックス・ファンド I - 5 (為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	15,339,989円
インベスコ MSC Iコクサイ・インデックス・ファンド I - 6 (適格機関投資家専用)	1,407,319,667円
合計	18,940,060,632円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における 当該親投資信託の受益権の総数	18,940,060,632口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、外国の株式を主要投資対象としております。</p> <p>外国の株式は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされています。</p> <p>また、当ファンドは、為替予約取引及び株価指数先物取引を利用しております。</p> <p>当該デリバティブ取引のうち、為替予約取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>当該デリバティブ取引のうち、株価指数先物取引に係る主要なリスクは、対象指数又は対象証券の動き等を反映して変動する価格変動リスクであります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2022年11月21日現在)	(2023年11月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 為替予約取引 該当事項はありません。</p> <p>株価指数先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 為替予約取引 同左</p> <p>株価指数先物取引 同左</p>

項 目	(2022年11月21日現在)	(2023年11月20日現在)
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	(2022年11月21日現在)	(2023年11月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	15,937,783,476	10,008,624,986
新株予約権証券	3,141,313	-
投資証券	581,142,554	96,612,120
合 計	16,515,784,717	9,912,012,866

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(2022年11月21日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 株価指数先物取引 買 建				
S&P500 EMINI	2,974,286,971	-	3,123,627,584	149,340,613
S&P 60	145,889,522	-	152,651,460	6,761,938
STX50 INDEX	414,637,364	-	465,833,491	51,196,127
FTSE 100 INDEX	176,574,567	-	184,677,504	8,102,937
FSMI INDEX	123,322,756	-	129,895,184	6,572,428
SPI 200	94,986,291	-	100,434,429	5,448,138
合 計	3,929,697,471	-	4,157,119,652	227,422,181

(2023年11月20日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 株価指数先物取引 買 建				
S&P500 EMINI	2,503,341,489	-	2,613,759,706	110,418,217
S&P 60	127,940,490	-	133,208,525	5,268,035
STX600 INDEX	642,339,328	-	657,548,548	15,209,220
SPI 200	86,544,590	-	86,300,665	243,925
合 計	3,360,165,897	-	3,490,817,444	130,651,547

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2021年11月20日 至 2022年11月21日	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

(2022年11月21日現在)	(2023年11月20日現在)
1口当たり純資産額 4.5826円 (1万口当たり純資産額 45,826円)	1口当たり純資産額 5.5930円 (1万口当たり純資産額 55,930円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

(2023年11月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ ドル	APA	3,600	36.87	132,732.00	
	BAKER HUGHES	12,945	33.71	436,375.95	
	CHENIERE ENERGY	3,100	173.50	537,850.00	
	CHESAPEAKE ENERGY	1,300	81.58	106,054.00	
	CHEVRON	23,120	144.46	3,339,915.20	
	CONOCOPHILLIPS	15,390	114.59	1,763,540.10	
	COTERRA ENERGY	9,700	26.75	259,475.00	
	DEVON ENERGY	8,200	45.36	371,952.00	
	DIAMONDBACK ENERGY	2,200	156.15	343,530.00	
	EOG RESOURCES	7,496	124.00	929,504.00	
	EQT	4,200	40.37	169,554.00	
	EXXON MOBIL	51,626	104.96	5,418,664.96	
	HALLIBURTON	11,472	37.99	435,821.28	
	HESS	3,517	144.45	508,030.65	
	HF SINCLAIR	1,800	53.68	96,624.00	
	KINDER MORGAN	25,851	16.96	438,432.96	
	MARATHON OIL	7,900	25.56	201,924.00	
	MARATHON PETROLEUM	5,392	147.90	797,476.80	
	OCCIDENTAL PETROLEUM	8,516	60.96	519,135.36	
	ONEOK	7,400	66.63	493,062.00	
OVINTIV	3,300	45.00	148,500.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	PHILLIPS 66	5,900	116.37	686,583.00	
	PIONEER NATURAL RESOURCES	3,004	238.16	715,432.64	
	SCHLUMBERGER	18,170	52.85	960,284.50	
	TARGA RESOURCES	2,500	86.02	215,050.00	
	TEXAS PACIFIC LAND	100	1,652.00	165,200.00	
	VALERO ENERGY	4,656	124.11	577,856.16	
	WILLIAMS COS	15,540	35.43	550,582.20	
	AIR PRODUCTS&CHEMICALS	2,830	269.99	764,071.70	
	ALBEMARLE	1,400	127.39	178,346.00	
	AMCOR	17,100	9.37	160,227.00	
	AVERY DENNISON	997	189.96	189,390.12	
	BALL	3,664	52.36	191,847.04	
	CELANESE	1,200	129.93	155,916.00	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS	2,300	77.46	178,158.00	
	CLEVELAND-CLIFFS	5,900	16.99	100,241.00	
	CORTEVA	9,036	47.32	427,583.52	
	CROWN HOLDINGS	1,400	83.59	117,026.00	
	DOW	9,036	51.70	467,161.20	
	DUPONT DE NEMOURS	5,836	71.22	415,639.92	
	EASTMAN CHEMICAL	1,400	81.52	114,128.00	
	ECOLAB	3,309	184.35	610,014.15	
	FMC	1,400	53.65	75,110.00	
	FREEPORT-MCMORAN	18,294	36.00	658,584.00	
	INTERNATIONAL PAPER	3,835	33.38	128,012.30	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	3,246	73.94	240,009.24	
	LINDE	6,235	407.88	2,543,131.80	
	LYONDELLBASELL INDUSTRIES-A	3,300	97.23	320,859.00	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	787	462.06	363,641.22	
	MOSAIC	3,816	36.15	137,948.40	
	NEWMONT	10,094	36.35	366,916.90	
	NUCOR	3,252	156.76	509,783.52	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	1,000	155.31	155,310.00	
	PPG INDUSTRIES	2,992	135.87	406,523.04	
	RELIANCE STEEL & ALUMINUM	700	272.42	190,694.00	
	RPM INTERNATIONAL	1,500	101.92	152,880.00	
	SEALED AIR	1,645	33.30	54,778.50	
	SHERWIN-WILLIAMS	3,155	270.28	852,733.40	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	STEEL DYNAMICS	1,900	110.93	210,767.00	
	VULCAN MATERIALS	1,712	212.35	363,543.20	
	WESTLAKE CHEMICAL	400	129.99	51,996.00	
	WESTROCK	2,894	37.91	109,711.54	
	3M	7,077	95.34	674,721.18	
	AECOM	1,500	86.98	130,470.00	
	AERCAP HOLDINGS	2,100	68.59	144,039.00	
	ALLEGION	1,000	106.35	106,350.00	
	AMETEK	2,925	155.66	455,305.50	
	AXON ENTERPRISE	900	223.48	201,132.00	
	BOEING	7,269	208.04	1,512,242.76	
	BUILDERS FIRSTSOURCE	1,500	133.59	200,385.00	
	CARLISLE COS	600	273.26	163,956.00	
	CARRIER GLOBAL	10,619	53.22	565,143.18	
	CATERPILLAR	6,543	253.07	1,655,837.01	
	CUMMINS	1,760	225.50	396,880.00	
	DEERE & CO	3,544	384.15	1,361,427.60	
	DOVER	1,824	137.79	251,328.96	
	EATON	5,040	227.80	1,148,112.00	
	EMERSON ELECTRIC	7,301	89.27	651,760.27	
	FASTENAL	7,284	60.75	442,503.00	
	FERGUSON	2,600	166.48	432,848.00	
	FORTIVE	4,508	68.10	306,994.80	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS	1,500	67.24	100,860.00	
	GENERAC HOLDINGS	700	114.12	79,884.00	
	GENERAL DYNAMICS	3,004	244.69	735,048.76	
	GENERAL ELECTRIC	13,913	119.93	1,668,586.09	
	GRACO	1,900	80.59	153,121.00	
	HEICO	500	169.97	84,985.00	
	HEICO-CLASS A	900	136.15	122,535.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL	8,447	191.21	1,615,150.87	
	HOWMET AEROSPACE	5,032	51.47	258,997.04	
	HUBBELL	700	300.86	210,602.00	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES	500	236.75	118,375.00	
	IDEX	1,000	198.01	198,010.00	
	ILLINOIS TOOL WORKS	3,872	239.92	928,970.24	
	INGERSOLL-RAND	5,172	70.32	363,695.04	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	JARDINE MATHESON HOLDINGS	2,000	39.80	79,600.00	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	8,735	52.24	456,316.40	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES	2,440	185.69	453,083.60	
	LENNOX INTERNATIONAL	400	405.61	162,244.00	
	LOCKHEED MARTIN	2,932	444.68	1,303,801.76	
	MASCO	2,602	60.11	156,406.22	
	NORDSON	700	233.46	163,422.00	
	NORTHROP GRUMMAN	1,864	464.17	865,212.88	
	OTIS WORLDWIDE	5,259	84.54	444,595.86	
	OWENS CORNING	1,000	131.37	131,370.00	
	PACCAR	6,664	91.36	608,823.04	
	PARKER HANNIFIN	1,640	432.64	709,529.60	
	PENTAIR	1,872	62.94	117,823.68	
	QUANTA SERVICES	1,900	183.11	347,909.00	
	ROCKWELL AUTOMATION	1,469	275.26	404,356.94	
	RTX	18,627	79.68	1,484,199.36	
	SENSATA TECHNOLOGIES	1,800	32.62	58,716.00	
	SMITH (A.O.)	1,400	76.38	106,932.00	
	SNAP-ON	700	277.76	194,432.00	
	STANLEY BLACK & DECKER	1,793	91.76	164,525.68	
	TEXTRON	2,414	77.40	186,843.60	
	TORO	1,200	85.33	102,396.00	
	TRANE TECHNOLOGIES	2,902	228.62	663,455.24	
	TRANSDIGM GROUP	700	957.63	670,341.00	
	UNITED RENTALS	900	480.98	432,882.00	
	WABTEC	2,300	115.51	265,673.00	
	WATSCO	400	389.98	155,992.00	
	WW GRAINGER	608	802.20	487,737.60	
	XYLEM	3,086	101.16	312,179.76	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	5,301	229.39	1,215,996.39	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDING	1,700	126.82	215,594.00	
	BROADRIDGE FINANCIAL	1,400	182.70	255,780.00	
	CERIDIAN HCM HOLDING	1,700	69.29	117,793.00	
	CINTAS	1,159	547.97	635,097.23	
	CLARIVATE	4,600	7.21	33,166.00	
	COPART	11,000	50.22	552,420.00	
	EQUIFAX	1,510	205.21	309,867.10	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	JACOBS SOLUTIONS	1,497	135.32	202,574.04	
	LEIDOS HOLDINGS	1,500	105.26	157,890.00	
	PAYCHEX	4,183	117.52	491,586.16	
	PAYCOM SOFTWARE	700	177.50	124,250.00	
	PAYLOCITY HOLDING	600	152.54	91,524.00	
	REPUBLIC SERVICES	2,847	158.72	451,875.84	
	ROBERT HALF	1,236	80.85	99,930.60	
	ROLLINS	3,525	39.44	139,026.00	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	2,600	55.00	143,000.00	
	TRANSUNION	2,500	58.30	145,750.00	
	VERALTO	2,738	70.99	194,370.62	
	VERISK ANALYTICS-A	1,800	237.12	426,816.00	
	WASTE CONNECTIONS	3,250	134.84	438,230.00	
	WASTE MANAGEMENT	5,230	170.55	891,976.50	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE	1,300	82.60	107,380.00	
	CSX	26,183	31.62	827,906.46	
	DELTA AIR LINES	1,900	36.06	68,514.00	
	EXPEDITORS INTERNATIONAL OF WASHINGTON	1,829	118.98	217,614.42	
	FEDEX	3,014	255.95	771,433.30	
	GRAB HOLDINGS	24,000	3.31	79,440.00	
	HUNT (JB) TRANSPRT SERVICES	1,000	178.08	178,080.00	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	1,900	51.48	97,812.00	
	NORFOLK SOUTHERN	2,946	211.04	621,723.84	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	1,250	399.90	499,875.00	
	SOUTHWEST AIRLINES	1,692	24.81	41,978.52	
	U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	1,100	53.15	58,465.00	
	UBER TECHNOLOGIES	23,200	54.44	1,263,008.00	
	UNION PACIFIC	7,728	219.21	1,694,054.88	
	UNITED PARCEL SERVICE-B	9,274	147.98	1,372,366.52	
	APTIV	3,600	81.18	292,248.00	
	BORGWARNER	2,700	34.42	92,934.00	
	FORD MOTOR	50,258	10.27	516,149.66	
	GENERAL MOTORS	17,700	28.03	496,131.00	
	LEAR	700	134.19	93,933.00	
	LUCID GROUP	9,600	4.25	40,800.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	RIVIAN AUTOMOTIVE-A	7,400	16.70	123,580.00	
	TESLA	36,500	234.30	8,551,950.00	
	DECKERS OUTDOOR	300	620.51	186,153.00	
	DR HORTON	3,952	128.06	506,093.12	
	GARMIN	1,981	119.51	236,749.31	
	HASBRO	1,536	45.15	69,350.40	
	LENNAR-A	3,200	127.49	407,968.00	
	LULULEMON ATHLETICA	1,500	422.44	633,660.00	
	MOHAWK INDUSTRIES	582	84.30	49,062.60	
	NIKE-B	15,736	105.96	1,667,386.56	
	NVR	40	6,298.00	251,920.00	
	PULTEGROUP	2,600	88.30	229,580.00	
	VF	3,816	17.21	65,673.36	
	WHIRLPOOL	665	112.49	74,805.85	
	AIRBNB-CLASS A	5,300	127.15	673,895.00	
	ARAMARK	2,700	27.71	74,817.00	
	BOOKING HOLDINGS	500	3,135.25	1,567,625.00	
	CAESARS ENTERTAINMENT	2,500	45.91	114,775.00	
	CARNIVAL	11,640	14.79	172,155.60	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL	400	2,162.22	864,888.00	
	DARDEN RESTAURANTS	1,439	155.86	224,282.54	
	DOMINO'S PIZZA	500	372.42	186,210.00	
	DOORDASH - A	3,200	95.23	304,736.00	
	DRAFTKINGS-A	4,900	38.37	188,013.00	
	EXPEDIA GROUP	1,691	136.38	230,618.58	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS	3,400	168.29	572,186.00	
	HYATT HOTELS-A	500	115.33	57,665.00	
	LAS VEGAS SANDS	3,957	49.08	194,209.56	
	MARRIOTT INTERNATIONAL-A	3,306	205.77	680,275.62	
	MCDONALD'S	9,359	275.75	2,580,744.25	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	3,400	39.80	135,320.00	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	2,979	105.54	314,403.66	
	STARBUCKS	14,598	105.57	1,541,110.86	
	VAIL RESORTS	500	225.44	112,720.00	
	WYNN RESORTS	1,144	86.87	99,379.28	
	YUM! BRANDS	3,599	127.66	459,448.34	
	ALPHABET INC-CL A	75,940	135.31	10,275,441.40	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ALPHABET INC-CL C	67,560	136.94	9,251,666.40	
	CHARTER COMMUNICATIONS	1,209	407.70	492,909.30	
	COMCAST-A	53,168	42.42	2,255,386.56	
	ELECTRONIC ARTS	3,317	133.70	443,482.90	
	FOX CORP - CLASS A	3,184	30.36	96,666.24	
	FOX CORP- CLASS B	1,693	28.43	48,131.99	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS	4,465	30.34	135,468.10	
	LIBERTY BROADBAND-C	1,400	83.33	116,662.00	
	LIBERTY MEDIA-LIB-NEW-C	2,300	63.86	146,878.00	
	LIBERTY MEDIA-LIBER-NEW	1,900	25.98	49,362.00	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT	1,900	89.60	170,240.00	
	MATCH GROUP	3,189	32.43	103,419.27	
	META PLATFORMS-A	28,300	335.04	9,481,632.00	
	NETFLIX	5,700	465.91	2,655,687.00	
	NEWS-A	4,388	21.03	92,279.64	
	OMNICOM GROUP	2,335	79.06	184,605.10	
	PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	5,596	13.19	73,811.24	
	PINTEREST	6,900	31.49	217,281.00	
	ROBLOX CORP-A	4,900	37.91	185,759.00	
	ROKU INC	1,400	92.97	130,158.00	
	SEA ADR	4,700	37.57	176,579.00	
	SIRIUS XM HOLDINGS	9,000	5.08	45,720.00	
	SNAP - A	11,500	11.89	136,735.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	2,200	154.39	339,658.00	
	TRADE DESK THE A	5,700	66.47	378,879.00	
	WALT DISNEY	23,265	94.15	2,190,399.75	
	WARNER BROS DISCOVERY	29,606	10.71	317,080.26	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES	3,300	13.42	44,286.00	
	AMAZON.COM	118,080	145.18	17,142,854.40	
	AUTOZONE	182	2,627.05	478,123.10	
	BATH & BODY WORKS	2,500	29.36	73,400.00	
	BEST BUY	2,266	68.22	154,586.52	
	BURLINGTON STORES	700	136.00	95,200.00	
	CARMAX	1,818	63.97	116,297.46	
	CHEWY-A	1,100	20.52	22,572.00	
	DICK'S SPORTING GOODS	700	118.08	82,656.00	
	EBAY	6,812	40.14	273,433.68	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ETSY	1,400	72.53	101,542.00	
	GENUINE PARTS	1,655	137.41	227,413.55	
	GLOBAL-E ONLINE	1,100	30.52	33,572.00	
	HOME DEPOT	12,797	307.27	3,932,134.19	
	LKQ	3,100	45.53	141,143.00	
	LOWE'S COMPANIES	7,513	203.70	1,530,398.10	
	MERCADOLIBRE	600	1,448.00	868,800.00	
	O'REILLY AUTOMOTIVE	800	968.55	774,840.00	
	POOL	500	350.22	175,110.00	
	ROSS STORES	4,348	128.82	560,109.36	
	TJX COMPANIES	14,700	88.84	1,305,948.00	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,400	202.61	283,654.00	
	ULTA BEAUTY	600	409.27	245,562.00	
	ALBERTSONS COS - CLASS A	3,300	21.01	69,333.00	
	COSTCO WHOLESALE	5,636	577.15	3,252,817.40	
	DOLLAR GENERAL	2,800	121.11	339,108.00	
	DOLLAR TREE	2,694	115.00	309,810.00	
	KROGER	8,656	42.44	367,360.64	
	SYSCO	6,445	70.89	456,886.05	
	TARGET	5,901	129.89	766,480.89	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE	9,396	21.22	199,383.12	
	WALMART	18,848	155.35	2,928,036.80	
	ALTRIA GROUP	22,760	40.82	929,063.20	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND	6,981	73.96	516,314.76	
	BROWN-FORMAN-B	3,612	58.51	211,338.12	
	BUNGE GLOBAL	1,883	106.80	201,104.40	
	CAMPBELL SOUP	2,235	40.88	91,366.80	
	COCA-COLA	52,502	57.26	3,006,264.52	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	2,500	60.08	150,200.00	
	CONAGRA BRANDS	5,512	28.18	155,328.16	
	CONSTELLATION BRANDS-A	2,128	235.63	501,420.64	
	DARLING INGREDIENTS	1,800	43.56	78,408.00	
	GENERAL MILLS	7,470	64.76	483,757.20	
	HERSHEY	1,918	196.00	375,928.00	
	HORMEL FOODS	3,500	32.52	113,820.00	
	JM SMUCKER	1,200	111.69	134,028.00	
	KELLANOVA	3,200	52.80	168,960.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	KEURIG DR PEPPER	11,600	31.73	368,068.00	
	KRAFT HEINZ	10,995	33.66	370,091.70	
	LAMB WESTON HOLDING	1,700	95.80	162,860.00	
	MCCORMICK & CO-NON VTG	2,940	66.36	195,098.40	
	MOLSON COORS BEVERAGE-B	2,200	59.38	130,636.00	
	MONDELEZ INTERNATIONAL	17,388	70.63	1,228,114.44	
	MONSTER BEVERAGE	10,000	54.79	547,900.00	
	PEPSICO	17,602	166.76	2,935,309.52	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	19,760	91.95	1,816,932.00	
	TYSON FOODS-A	3,248	48.74	158,307.52	
	CHURCH & DWIGHT	3,100	92.40	286,440.00	
	CLOROX COMPANY	1,578	139.17	219,610.26	
	COLGATE-PALMOLIVE	10,000	75.58	755,800.00	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-A	2,966	123.81	367,220.46	
	KENVUE	19,500	19.68	383,760.00	
	KIMBERLY-CLARK	4,285	121.20	519,342.00	
	PROCTER & GAMBLE	30,146	151.07	4,554,156.22	
	ABBOTT LABORATORIES	22,170	99.55	2,207,023.50	
	ABIOMED-CVR-RTS	700	-	-	
	ALIGN TECHNOLOGY	900	206.64	185,976.00	
	BAXTER INTERNATIONAL	6,486	35.46	229,993.56	
	BECTON DICKINSON	3,665	233.27	854,934.55	
	BOSTON SCIENTIFIC	18,315	54.34	995,237.10	
	CARDINAL HEALTH	3,250	103.39	336,017.50	
	CENCORA	2,106	195.00	410,670.00	
	CENTENE	6,976	72.61	506,527.36	
	COOPER COMPANIES	600	337.12	202,272.00	
	CVS HEALTH	16,364	68.81	1,126,006.84	
	DAVITA INC	590	96.16	56,734.40	
	DENTSPLY SIRONA	2,422	29.69	71,909.18	
	DEXCOM	4,700	104.97	493,359.00	
	EDWARDS LIFESCIENCES	7,700	66.90	515,130.00	
	ELEVANCE HEALTH	2,996	462.95	1,386,998.20	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	5,171	73.00	377,483.00	
	HCA HEALTHCARE	2,600	246.38	640,588.00	
	HENRY SCHEIN	1,500	68.75	103,125.00	
	HOLOGIC	3,126	71.87	224,665.62	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HUMANA	1,600	498.09	796,944.00	
	IDEXX LABORATORIES	1,100	463.69	510,059.00	
	INSULET CORP	800	174.06	139,248.00	
	INTUITIVE SURGICAL	4,500	305.28	1,373,760.00	
	LABORATORY CORP OF AMERICA HOLDINGS	1,102	211.72	233,315.44	
	MCKESSON	1,705	450.20	767,591.00	
	MEDTRONIC	16,919	74.76	1,264,864.44	
	MOLINA HEALTHCARE	700	353.31	247,317.00	
	QUEST DIAGNOSTICS	1,474	134.89	198,827.86	
	RESMED	1,900	148.94	282,986.00	
	STERIS	1,300	200.23	260,299.00	
	STRYKER	4,364	288.38	1,258,490.32	
	TELEFLEX	600	212.79	127,674.00	
	THE CIGNA GROUP	3,813	282.56	1,077,401.28	
	UNITEDHEALTH GROUP	11,914	536.29	6,389,359.06	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	700	135.96	95,172.00	
	VEEVA SYSTEMS-A	1,900	176.54	335,426.00	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS	2,696	111.67	301,062.32	
	ABBVIE	22,474	138.30	3,108,154.20	
	AGILENT TECHNOLOGIES	3,749	113.15	424,199.35	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS	1,500	163.73	245,595.00	
	AMGEN	6,778	265.39	1,798,813.42	
	AVANTOR	7,800	19.34	150,852.00	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	300	299.36	89,808.00	
	BIO-TECHNE	1,800	61.05	109,890.00	
	BIOGEN	1,886	228.00	430,008.00	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL	2,200	87.52	192,544.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB	26,839	50.84	1,364,494.76	
	CATALENT	2,100	39.87	83,727.00	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	600	189.04	113,424.00	
	DANAHER	8,916	207.78	1,852,566.48	
	ELI LILLY & CO	10,338	591.71	6,117,097.98	
	EXACT SCIENCES	2,100	66.30	139,230.00	
	GILEAD SCIENCES	15,934	75.45	1,202,220.30	
	ILLUMINA	2,000	94.32	188,640.00	
	INCYTE	2,200	54.27	119,394.00	
	IQVIA HOLDINGS	2,266	204.79	464,054.14	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	JAZZ PHARMACEUTICALS	700	120.56	84,392.00	
	JOHNSON & JOHNSON	30,847	149.79	4,620,572.13	
	MERCK	32,495	101.75	3,306,366.25	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	300	1,049.05	314,715.00	
	MODERNA	4,100	76.44	313,404.00	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES	1,100	108.94	119,834.00	
	PFIZER	72,199	29.92	2,160,194.08	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	1,400	802.43	1,123,402.00	
	REPLIGEN	600	150.60	90,360.00	
	REVVITY	1,500	87.97	131,955.00	
	ROYALTY PHARMA-A	4,300	26.60	114,380.00	
	SEAGEN	1,800	212.00	381,600.00	
	TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES ADR	13,600	9.05	123,080.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC	4,906	466.42	2,288,256.52	
	UNITED THERAPEUTICS	600	228.94	137,364.00	
	VERTEX PHARMACEUTICALS	3,245	350.50	1,137,372.50	
	VIATRIS	13,813	9.45	130,532.85	
	WATERS	737	261.88	193,005.56	
	WEST PHARMACEUTICAL	900	342.75	308,475.00	
	ZOETIS	5,900	174.80	1,031,320.00	
	BANK OF AMERICA	91,645	29.98	2,747,517.10	
	CITIGROUP	24,952	45.36	1,131,822.72	
	CITIZENS FINANCIAL	5,600	27.77	155,512.00	
	FIFTH THIRD BANCORP	8,637	27.56	238,035.72	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	100	1,460.11	146,011.00	
	FIRST HORIZON	6,200	12.35	76,570.00	
	HUNTINGTON BANCSHARES	16,700	11.08	185,036.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	37,402	152.82	5,715,773.64	
	KEYCORP	10,692	12.32	131,725.44	
	M & T BANK	2,157	126.73	273,356.61	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	5,076	130.26	661,199.76	
	REGIONS FINANCIAL	11,963	16.41	196,312.83	
	TRUIST FINANCIAL	16,940	31.97	541,571.80	
	US BANCORP	19,575	37.64	736,803.00	
	WEBSTER FINANCIAL	2,000	43.18	86,360.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WELLS FARGO	46,843	42.96	2,012,375.28	
	ALLY FINANCIAL	3,100	27.51	85,281.00	
	AMERICAN EXPRESS	8,025	162.56	1,304,544.00	
	AMERIPRISE FINANCIAL	1,308	347.83	454,961.64	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT	5,068	86.84	440,105.12	
	ARES MANAGEMENT-A	2,052	107.08	219,728.16	
	BANK OF NEW YORK MELLON	9,964	47.20	470,300.80	
	BERKSHIRE HATHAWAY-B	16,500	358.93	5,922,345.00	
	BLACKROCK	1,900	716.86	1,362,034.00	
	BLACKSTONE	9,000	104.96	944,640.00	
	BLOCK-A	6,900	58.19	401,511.00	
	CAPITAL ONE FINANCIAL	4,840	107.68	521,171.20	
	CARLYLE GROUP	2,500	31.85	79,625.00	
	CBOE GLOBAL MARKETS	1,263	176.66	223,121.58	
	CME GROUP	4,540	213.42	968,926.80	
	COINBASE GLOBAL-A	1,900	99.05	188,195.00	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	3,010	86.38	260,003.80	
	EQUITABLE	4,100	28.38	116,358.00	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS	500	457.34	228,670.00	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	7,523	54.67	411,282.41	
	FISERV	7,855	124.08	974,648.40	
	FLEETCOR TECHNOLOGIES	900	232.81	209,529.00	
	FRANKLIN RESOURCES	3,424	24.27	83,100.48	
	FUTU HOLDINGS-ADR	600	59.57	35,742.00	
	GLOBAL PAYMENTS	3,337	112.05	373,910.85	
	GOLDMAN SACHS GROUP	4,265	339.19	1,446,645.35	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE	7,270	111.40	809,878.00	
	INVESCO	3,942	13.84	54,557.28	
	JACK HENRY & ASSOCIATES	800	152.30	121,840.00	
	KKR	7,700	66.92	515,284.00	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS	1,000	224.46	224,460.00	
	MARKETAXESS HOLDINGS	500	228.18	114,090.00	
	MASTERCARD-A	10,810	400.30	4,327,243.00	
	MOODY'S	2,062	356.67	735,453.54	
	MORGAN STANLEY	15,927	80.28	1,278,619.56	
	MSCI	1,000	521.42	521,420.00	
	NASDAQ	4,400	53.48	235,312.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	NORTHERN TRUST	2,422	75.38	182,570.36	
	PAYPAL HOLDINGS	13,512	56.54	763,968.48	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL	2,600	104.32	271,232.00	
	ROBINHOOD MARKETS-A	5,000	8.10	40,500.00	
	S&P GLOBAL	4,158	408.12	1,696,962.96	
	SCHWAB (CHARLES)	19,207	56.78	1,090,573.46	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	1,300	57.99	75,387.00	
	STATE STREET	4,276	70.19	300,132.44	
	SYNCHRONY FINANCIAL	4,900	29.88	146,412.00	
	T ROWE PRICE GROUP	2,896	97.79	283,199.84	
	TOAST-A	3,500	14.40	50,400.00	
	TRADEWEB MARKETS	1,300	93.42	121,446.00	
	VISA-A	20,600	249.56	5,140,936.00	
	AFLAC	7,288	81.77	595,939.76	
	ALLSTATE	3,378	134.19	453,293.82	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP	800	109.16	87,328.00	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	9,230	64.48	595,150.40	
	AON	2,585	329.74	852,377.90	
	ARCH CAPITAL GROUP	4,700	83.60	392,920.00	
	ARTHUR J GALLAGHER	2,700	245.45	662,715.00	
	ASSURANT	600	161.28	96,768.00	
	BROWN & BROWN	3,100	73.01	226,331.00	
	CHUBB LIMITED	5,235	222.63	1,165,468.05	
	CINCINNATI FINANCIAL	2,038	100.89	205,613.82	
	ERIE INDEMNITY -CL A	300	280.01	84,003.00	
	EVEREST GROUP	555	396.30	219,946.50	
	FNF GROUP	2,980	45.05	134,249.00	
	GLOBE LIFE	1,066	118.30	126,107.80	
	HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	3,917	76.54	299,807.18	
	LOEWS	2,266	67.00	151,822.00	
	MARKEL	150	1,403.48	210,522.00	
	MARSH & MCLENNAN COS	6,328	197.86	1,252,058.08	
	METLIFE	8,298	62.55	519,039.90	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	3,090	72.54	224,148.60	
	PROGRESSIVE	7,457	157.57	1,174,999.49	
	PRUDENTIAL FINANCIAL	4,682	95.75	448,301.50	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	TRAVELERS COMPANIES	2,908	171.82	499,652.56	
	WILLIS TOWERS WATSON	1,393	242.03	337,147.79	
	WR BERKLEY	2,692	70.21	189,005.32	
	ACCENTURE	8,036	327.83	2,634,441.88	
	ADOBE	5,813	602.66	3,503,262.58	
	AKAMAI TECHNOLOGIES	1,844	112.37	207,210.28	
	ANSYS	1,100	299.46	329,406.00	
	ASPEN TECHNOLOGY	400	183.66	73,464.00	
	ATLASSIAN-CL A	1,900	184.99	351,481.00	
	AUTODESK	2,704	217.33	587,660.32	
	BENTLEY SYSTEMS CLASS B	2,600	52.89	137,514.00	
	BILL HOLDINGS	1,100	63.72	70,092.00	
	CADENCE DESIGN SYSTEMS	3,500	268.27	938,945.00	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	1,200	142.36	170,832.00	
	CLOUDFLARE -A	3,500	72.69	254,415.00	
	COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS-A	6,460	69.53	449,163.80	
	CONFLUENT-CLASS A	1,900	19.01	36,119.00	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS	2,900	207.09	600,561.00	
	CYBERARK SOFTWARE/ISRAEL	500	189.27	94,635.00	
	DATADOG CLASS A	3,200	109.54	350,528.00	
	DOCUSIGN	2,300	42.95	98,785.00	
	DROPBOX-CLASS A	3,000	27.14	81,420.00	
	DYNATRACE	2,900	51.20	148,480.00	
	EPAM SYSTEMS	700	258.24	180,768.00	
	FAIR ISAAC	300	1,042.27	312,681.00	
	FORTINET	8,500	51.26	435,710.00	
	GARTNER	1,000	417.61	417,610.00	
	GEN DIGITAL	6,600	20.66	136,356.00	
	GODADDY-A	1,700	92.11	156,587.00	
	HUBSPOT	600	468.62	281,172.00	
	INTL BUSINESS MACHINES	11,588	152.89	1,771,689.32	
	INTUIT	3,605	560.16	2,019,376.80	
	MANHATTAN ASSOCIATES	800	221.86	177,488.00	
	MICROSOFT	90,244	369.85	33,376,743.40	
	MONDAY.COM	300	169.70	50,910.00	
	MONGODB	900	392.57	353,313.00	
	OKTA	1,800	70.22	126,396.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ORACLE	20,794	115.36	2,398,795.84	
	PALANTIR TECHNOLOGIES-A	23,100	20.49	473,319.00	
	PALO ALTO NETWORKS	3,900	247.59	965,601.00	
	PTC	1,300	153.94	200,122.00	
	ROPER TECHNOLOGIES	1,352	524.72	709,421.44	
	SALESFORCE	12,441	221.22	2,752,198.02	
	SERVICENOW	2,600	654.36	1,701,336.00	
	SNOWFLAKE	3,300	161.85	534,105.00	
	SPLUNK	2,000	151.01	302,020.00	
	SYNOPSYS	1,972	534.78	1,054,586.16	
	TWILIO - A	2,100	63.11	132,531.00	
	TYLER TECHNOLOGIES	500	411.34	205,670.00	
	UIPATH - CLASS A	4,100	18.27	74,907.00	
	UNITY SOFTWARE	2,600	29.20	75,920.00	
	VERISIGN	1,150	210.12	241,638.00	
	VMWARE-A	3,002	149.62	449,159.24	
	WIX.COM	700	96.79	67,753.00	
	WORKDAY A	2,600	231.66	602,316.00	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS	2,700	64.12	173,124.00	
	ZSCALER	1,000	187.47	187,470.00	
	AMPHENOL-A	7,596	89.70	681,361.20	
	APPLE	200,996	189.69	38,126,931.24	
	ARISTA NETWORKS	3,300	214.63	708,279.00	
	ARROW ELECTRONICS	646	123.49	79,774.54	
	CDW DE	1,700	215.29	365,993.00	
	CISCO SYSTEMS	52,086	47.75	2,487,366.93	
	COGNEX	2,000	36.94	73,880.00	
	CORNING	10,276	28.48	292,660.48	
	DELL TECHNOLOGIES	3,238	73.60	238,316.80	
	F5	700	163.08	114,156.00	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	16,487	15.93	262,637.91	
	HP	11,287	28.31	319,534.97	
	JABIL CIRCUIT	1,700	131.39	223,363.00	
	JUNIPER NETWORKS	3,719	26.99	100,375.81	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES	2,300	133.18	306,314.00	
	MOTOROLA SOLUTIONS	2,141	318.25	681,373.25	
	NETAPP	2,464	77.52	191,009.28	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SEAGATE TECHNOLOGY	2,148	75.88	162,990.24	
	SUPER MICRO COMPUTER	600	288.59	173,154.00	
	TE CONNECTIVITY	3,979	131.46	523,079.34	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES	600	390.49	234,294.00	
	TRIMBLE	2,900	43.33	125,657.00	
	WESTERN DIGITAL	3,697	46.62	172,354.14	
	ZEBRA TECHNOLOGIES	700	218.02	152,614.00	
	AT & T	91,340	15.90	1,452,306.00	
	LIBERTY GLOBAL-C	2,994	17.47	52,305.18	
	T-MOBILE US	6,852	147.71	1,012,108.92	
	VERIZON COMMUNICATIONS	53,738	36.23	1,946,927.74	
	AES	7,716	17.01	131,249.16	
	ALLIANT ENERGY	2,876	49.23	141,585.48	
	AMEREN	3,375	77.12	260,280.00	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	6,566	77.39	508,142.74	
	AMERICAN WATER WORKS	2,500	132.10	330,250.00	
	ATMOS ENERGY	1,700	113.90	193,630.00	
	CENTERPOINT ENERGY	8,086	27.80	224,790.80	
	CMS ENERGY	3,400	57.40	195,160.00	
	CONSOLIDATED EDISON	4,448	91.36	406,369.28	
	CONSTELLATION ENERGY	4,090	121.69	497,712.10	
	DOMINION ENERGY	10,695	46.76	500,098.20	
	DTE ENERGY	2,584	103.60	267,702.40	
	DUKE ENERGY	9,810	90.01	882,998.10	
	EDISON INTERNATIONAL	4,904	65.93	323,320.72	
	ENERGY	2,711	99.11	268,687.21	
	ESSENTIAL UTILITIES	2,900	35.57	103,153.00	
	EVERGY	2,600	50.39	131,014.00	
	EVERSOURCE ENERGY	4,408	58.51	257,912.08	
	EXELON	12,671	38.95	493,535.45	
	FIRSTENERGY	6,971	37.18	259,181.78	
	NEXTERA ENERGY	25,932	57.37	1,487,718.84	
	NISOURCE	4,800	26.08	125,184.00	
	NRG ENERGY	2,700	48.08	129,816.00	
	PG&E	24,300	17.92	435,456.00	
	PPL	9,425	26.09	245,898.25	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	6,342	63.75	404,302.50	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SEMPRA	7,994	72.26	577,646.44	
	SOUTHERN	13,888	69.77	968,965.76	
	VISTRA	3,900	34.86	135,954.00	
	WEC ENERGY	4,039	81.74	330,147.86	
	XCEL ENERGY	7,053	60.56	427,129.68	
	ADVANCED MICRO DEVICES	20,519	120.62	2,475,001.78	
	ANALOG DEVICES	6,386	183.05	1,168,957.30	
	APPLIED MATERIALS	10,738	148.59	1,595,559.42	
	BROADCOM	5,233	977.73	5,116,461.09	
	ENPHASE ENERGY	1,600	92.86	148,576.00	
	ENTEGRIS	1,700	102.86	174,862.00	
	FIRST SOLAR	1,200	155.02	186,024.00	
	INTEL	53,274	43.81	2,333,933.94	
	KLA	1,784	544.54	971,459.36	
	LAM RESEARCH	1,713	700.34	1,199,682.42	
	LATTICE SEMICONDUCT	1,600	58.07	92,912.00	
	MARVELL TECHNOLOGY	10,933	55.58	607,656.14	
	MICROCHIP TECHNOLOGY	6,960	83.53	581,368.80	
	MICRON TECHNOLOGY	13,951	77.56	1,082,039.56	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS	600	540.02	324,012.00	
	NVIDIA	31,556	492.98	15,556,476.88	
	NXP SEMICONDUCTORS	3,332	200.94	669,532.08	
	ON SEMICONDUCTOR	5,500	70.03	385,165.00	
	QORVO	1,200	94.08	112,896.00	
	QUALCOMM	14,212	129.47	1,840,027.64	
	SKYWORKS SOLUTIONS	1,800	94.20	169,560.00	
	SOLAREEDGE TECHNOLOGIES	600	78.99	47,394.00	
	TERADYNE	1,800	92.09	165,762.00	
	TEXAS INSTRUMENTS	11,531	154.62	1,782,923.22	
	WOLFSPEED	1,400	36.71	51,394.00	
	CBRE GROUP	4,000	78.14	312,560.00	
	COSTAR GROUP	5,200	82.73	430,196.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS	12,800	3.29	42,112.00	
	ZILLOW GROUP-C	1,800	39.09	70,362.00	
	アメリカドル小計	4,293,257		496,021,315.73 (74,378,396,293)	
カナダドル	ARC RESOURCES	7,800	21.40	166,920.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CAMECO	5,554	61.19	339,849.26	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	14,120	91.28	1,288,873.60	
	CENOVUS ENERGY	18,222	24.80	451,905.60	
	ENBRIDGE	27,226	46.22	1,258,385.72	
	IMPERIAL OIL	2,650	79.11	209,641.50	
	KEYERA	2,900	32.14	93,206.00	
	PARKLAND	1,600	43.59	69,744.00	
	PEMBINA PIPELINE	7,060	44.47	313,958.20	
	SUNCOR ENERGY	16,809	46.33	778,760.97	
	TC ENERGY	12,964	50.34	652,607.76	
	TOURMALINE OIL	4,100	66.34	271,994.00	
	AGNICO EAGLE MINES	6,303	66.37	418,330.11	
	BARRICK GOLD	22,399	21.55	482,698.45	
	CCL INDUSTRIES CL B	1,900	58.28	110,732.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS	7,500	15.31	114,825.00	
	FRANCO-NEVADA	2,400	165.16	396,384.00	
	IVANHOE MINES CL A	7,000	11.01	77,070.00	
	KINROSS GOLD	14,467	7.30	105,609.10	
	LUNDIN MINING	7,600	8.98	68,248.00	
	NUTRIEN	6,341	77.57	491,871.37	
	PAN AMERICAN SILVER	4,200	19.64	82,488.00	
	TECK RESOURCES-B	5,825	49.40	287,755.00	
	WEST FRASER TIMBER	700	104.90	73,430.00	
	WHEATON PRECIOUS METALS	5,800	62.71	363,718.00	
	CAE	4,050	28.84	116,802.00	
	STANTEC	1,300	96.44	125,372.00	
	TOROMONT INDUSTRIES	1,000	113.73	113,730.00	
	WSP GLOBAL	1,600	190.24	304,384.00	
	GFL ENVIRONMENTAL-SUB VT	3,000	41.36	124,080.00	
	RB GLOBAL	2,200	84.48	185,856.00	
	THOMSON REUTERS	2,038	188.36	383,877.68	
	AIR CANADA	2,000	17.89	35,780.00	
	CANADIAN NATIONAL RAILWAY	7,184	158.14	1,136,077.76	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	11,850	98.39	1,165,921.50	
	TFI INTERNATIONAL	1,000	155.36	155,360.00	
	MAGNA INTERNATIONAL	3,500	76.89	269,115.00	
	BRP CA- SUB VOTING	500	102.83	51,415.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	GILDAN ACTIVEWEAR	2,100	48.97	102,837.00	
	RESTAURANT BRANDS	3,800	97.53	370,614.00	
	CANADIAN TIRE-A	692	147.82	102,291.44	
	DOLLARAMA	3,600	98.57	354,852.00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD	10,002	78.24	782,556.48	
	EMPIRE-A	1,800	38.61	69,498.00	
	GEORGE WESTON	841	164.44	138,294.04	
	LOBLAW COMPANIES	2,003	121.76	243,885.28	
	METRO	3,000	70.16	210,480.00	
	SAPUTO	2,912	27.01	78,653.12	
	BANK OF MONTREAL	9,070	112.03	1,016,112.10	
	BANK OF NOVA SCOTIA	15,151	61.09	925,574.59	
	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	11,544	54.22	625,915.68	
	NATIONAL BANK OF CANADA	4,358	91.34	398,059.72	
	ROYAL BANK OF CANADA	17,701	120.49	2,132,793.49	
	TORONTO-DOMINION BANK	23,422	84.78	1,985,717.16	
	BROOKFIELD	17,964	46.45	834,427.80	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	4,491	46.06	206,855.46	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT	5,000	20.90	104,500.00	
	IGM FINANCIAL	1,050	33.84	35,532.00	
	NUVEI SUBORDINATE	700	26.94	18,858.00	
	ONEX	785	88.64	69,582.40	
	TMX GROUP	3,600	28.98	104,328.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HOLDINGS	300	1,198.56	359,568.00	
	GREAT-WEST LIFECO	3,521	42.71	150,381.91	
	IA FINANCIAL	1,200	87.33	104,796.00	
	INTACT FINANCIAL	2,200	209.04	459,888.00	
	MANULIFE FINANCIAL	23,596	26.29	620,338.84	
	POWER CORP OF CANADA	7,335	36.63	268,681.05	
	SUN LIFE FINANCIAL	7,500	69.48	521,100.00	
	CGI	2,742	138.89	380,836.38	
	CONSTELLATION SOFTWARE	300	3,154.17	946,251.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE IN-28-WRT	200	-	-	
	DESCARTES SYSTEMS GRP	1,100	111.24	122,364.00	
	OPEN TEXT	3,500	53.14	185,990.00	
	SHOPIFY-A	15,300	93.87	1,436,211.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BCE	969	54.19	52,510.11	
	QUEBECOR -CL B	1,800	30.99	55,782.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS-B	4,490	58.67	263,428.30	
	TELUS	4,108	24.22	99,495.76	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	7,900	8.18	64,622.00	
	ALTAGAS	3,300	27.50	90,750.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	1,500	35.60	53,400.00	
	CANADIAN UTILITIES-A	1,552	31.28	48,546.56	
	EMERA	3,500	49.09	171,815.00	
	FORTIS	6,191	56.46	349,543.86	
	HYDRO ONE	4,200	38.37	161,154.00	
	NORTHLAND POWER	2,900	22.52	65,308.00	
	FIRSTSERVICE	500	209.78	104,890.00	
	カナダドル小計	511,952		31,186,646.11 (3,407,141,087)	
ユーロ	ENI	30,198	15.01	453,332.37	
	GALP ENERGIA-B	6,288	13.46	84,667.92	
	NESTE OYJ	5,407	34.48	186,433.36	
	OMV	1,882	40.83	76,842.06	
	REPSOL	16,324	13.79	225,189.58	
	TENARIS	6,034	15.66	94,522.61	
	TOTALENERGIES	28,732	61.81	1,775,924.92	
	AIR LIQUIDE	6,693	170.26	1,139,550.18	
	AKZO NOBEL	2,180	68.84	150,071.20	
	ARCELORMITTAL	6,539	21.92	143,367.57	
	ARKEMA	725	93.28	67,628.00	
	BASF	11,422	44.28	505,823.27	
	COVESTRO AG	2,469	48.00	118,512.00	
	DSM	2,767	114.05	315,576.35	
	DSM-FIRMENICH	2,376	91.88	218,306.88	
	EVONIK INDUSTRIES AG	2,422	18.49	44,794.89	
	HEIDELBERG MATERIALS	1,851	71.28	131,939.28	
	OCI	1,219	21.23	25,879.37	
	SMURFIT KAPPA GROUP	3,324	31.75	105,537.00	
	SOLVAY	947	103.35	97,872.45	
	STORA ENSO-R	7,434	12.17	90,508.95	
	SYMRISE	1,697	97.04	164,676.88	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	UMICORE	2,419	23.29	56,338.51	
	UPM-KYMMENE	6,821	33.00	225,093.00	
	VOESTALPINE	1,340	26.20	35,108.00	
	WACKER CHEMIE	211	120.80	25,488.80	
	ACS ACTIVIDADES DE CONSTRUCCION Y SERV	2,799	35.89	100,456.11	
	AIRBUS	7,575	132.26	1,001,869.50	
	ALSTOM	3,391	12.36	41,929.71	
	BOUYGUES	2,379	34.83	82,860.57	
	BRENNTAG SE	1,785	76.26	136,124.10	
	CNH INDUSTRIAL	13,077	9.36	122,505.33	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	5,911	58.37	345,025.07	
	DAIMLER TRUCK HOLDING	6,309	29.19	184,159.71	
	DASSAULT AVIATION	244	187.60	45,774.40	
	EIFFAGE	939	90.74	85,204.86	
	FERROVIAL SE	6,507	30.26	196,901.82	
	GEA GROUP	1,960	34.98	68,560.80	
	IMCD NV	729	134.30	97,904.70	
	KINGSPAN GROUP	1,976	69.04	136,423.04	
	KNORR-BREMSE	838	55.72	46,693.36	
	KONE-B	4,343	41.32	179,452.76	
	LEGRAND	3,409	87.56	298,492.04	
	METSO	8,474	9.05	76,723.59	
	MTU AERO ENGINES	687	186.00	127,782.00	
	PRYSMIAN	3,356	35.76	120,010.56	
	RATIONAL	59	609.00	35,931.00	
	RHEINMETALL	556	279.10	155,179.60	
	SAFRAN	4,368	160.56	701,326.08	
	SCHNEIDER ELECTRIC	6,954	166.02	1,154,503.08	
	SIEMENS ENERGY	6,639	11.68	77,543.52	
	SIEMENS-REG	9,712	148.46	1,441,843.52	
	THALES	1,343	138.15	185,535.45	
	VINCI	6,791	109.38	742,799.58	
	WARTSILA	5,468	11.88	64,987.18	
	BUREAU VERITAS	3,769	22.12	83,370.28	
	RANDSTAD	1,410	53.50	75,435.00	
	TELEPERFORMANCE	756	135.10	102,135.60	
	WOLTERS KLUWER	3,291	122.50	403,147.50	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	AENA SME	958	153.05	146,621.90	
	AEROPORTS DE PARIS	343	115.80	39,719.40	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	6,905	7.99	55,233.09	
	DHL GROUP-REG	12,667	40.51	513,203.50	
	GETLINK	4,569	16.29	74,429.01	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE	3,846	95.20	366,139.20	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	687	87.00	59,769.00	
	CONTINENTAL	1,406	68.86	96,817.16	
	DR ING HC F PORSCHE	1,455	90.92	132,288.60	
	FERRARI NV	1,610	329.60	530,656.00	
	MERCEDES-BENZ GROUP	10,253	58.60	600,825.80	
	MICHELIN (CGDE)	8,669	29.65	257,035.85	
	PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING-PFD	1,957	46.15	90,315.55	
	RENAULT	2,456	35.56	87,335.36	
	STELLANTIS	28,271	18.47	522,165.37	
	VALEO	2,391	13.49	32,266.54	
	VOLKSWAGEN	341	120.85	41,209.85	
	VOLKSWAGEN-PFD	2,635	108.84	286,793.40	
	ADIDAS	2,070	179.64	371,854.80	
	HERMES INTERNATIONAL	405	1,924.60	779,463.00	
	KERING	951	404.30	384,489.30	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON	3,529	711.60	2,511,236.40	
	MONCLER SPA	2,632	50.44	132,758.08	
	PUMA	1,349	52.90	71,362.10	
	SEB	329	101.30	33,327.70	
	ACCOR	2,369	31.37	74,315.53	
	AMADEUS IT GROUP -A	5,757	62.58	360,273.06	
	DELIVERY HERO	2,003	32.89	65,888.68	
	FLUTTER ENTERTAINMENT	2,257	145.00	327,265.00	
	LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	1,213	32.62	39,568.06	
	SODEXO	1,130	101.35	114,525.50	
	BOLLORE	8,737	5.32	46,480.84	
	PUBLICIS GROUPE	2,925	73.90	216,157.50	
	SCOUT24	867	63.16	54,759.72	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	10,470	23.97	250,965.90	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	VIVENDI	8,281	8.79	72,823.11	
	INDITEX	13,940	35.66	497,100.40	
	PROSUS NV	19,534	30.24	590,708.16	
	S.A. D'IETEREN	251	155.80	39,105.80	
	ZALANDO	2,588	23.06	59,679.28	
	CARREFOUR	7,635	17.01	129,909.52	
	HELLOFRESH	1,890	16.03	30,296.70	
	JERONIMO MARTINS	3,619	21.76	78,749.44	
	KESKO OYJ-B SHS	3,155	17.14	54,076.70	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	12,411	26.62	330,442.87	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV	11,100	56.23	624,153.00	
	DANONE	8,228	57.54	473,439.12	
	DAVIDE CAMPARI	6,679	10.27	68,626.72	
	HEINEKEN	3,680	83.22	306,249.60	
	HEINEKEN HOLDINGS	1,657	71.00	117,647.00	
	JDE PEET'S BV	1,452	25.56	37,113.12	
	KERRY GROUP-A	2,036	72.86	148,342.96	
	LOTUS BAKERIES	5	7,530.00	37,650.00	
	PERNOD-RICARD	2,614	167.35	437,452.90	
	REMY COINTREAU	264	112.75	29,766.00	
	BEIERSDORF	1,288	124.65	160,549.20	
	HENKEL	1,328	62.88	83,504.64	
	HENKEL-VORZUG	2,163	71.28	154,178.64	
	L'OREAL	3,082	423.95	1,306,613.90	
	AMPLIFON SPA	1,438	27.52	39,573.76	
	BIOMERIEUX	478	95.86	45,821.08	
	CARL ZEISS MEDITEC	465	86.62	40,278.30	
	DIASORIN ITALIA	291	88.76	25,829.16	
	ESSILORLUXOTTICA	3,768	179.38	675,903.84	
	FRESENIUS	5,398	27.32	147,473.36	
	FRESENIUS MEDICAL CARE	2,625	35.84	94,080.00	
	KONINKLIJKE PHILIPS	11,867	19.38	230,077.39	
	SIEMENS HEALTHINEERS	3,604	50.04	180,344.16	
	ARGENX SE	716	452.30	323,846.80	
	BAYER-REG	12,554	41.45	520,363.30	
	EUROFINS SCIENTIFIC	1,725	52.64	90,804.00	
	GRIFOLS	3,446	12.66	43,626.36	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	IPSEN	435	107.30	46,675.50	
	MERCK	1,652	156.95	259,281.40	
	ORION-B	1,237	37.63	46,548.31	
	QIAGEN	2,914	36.08	105,137.12	
	RECORDATI	1,208	45.18	54,577.44	
	SANOFI	14,519	85.89	1,247,036.91	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	354	200.20	70,870.80	
	SARTORIUS-VORZUG	335	273.80	91,723.00	
	UCB	1,615	68.52	110,659.80	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	5,161	12.69	65,518.89	
	AIB GROUP	17,055	4.19	71,494.56	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA	76,230	8.28	631,489.32	
	BANCO SANTANDER	206,812	3.72	770,064.48	
	BANK OF IRELAND GROUP	13,503	8.59	116,017.77	
	BNP PARIBAS	13,408	56.73	760,635.84	
	CAIXABANK	52,727	4.04	213,491.62	
	COMMERZBANK	13,603	11.18	152,149.55	
	CREDIT AGRICOLE	15,467	11.76	181,984.72	
	ERSTE GROUP BANK	4,393	35.90	157,708.70	
	FINECOBANK SPA	7,803	12.30	95,976.90	
	ING GROEP NV-CVA	46,253	12.75	589,910.76	
	INTESA SANPAOLO	198,585	2.68	533,101.43	
	KBC GROEP NV	3,199	53.24	170,314.76	
	MEDIOBANCA	7,054	11.76	82,990.31	
	SOCIETE GENERALE	9,295	22.60	210,113.47	
	UNICREDIT	23,560	25.03	589,824.60	
	ADYEN NV	278	1,037.60	288,452.80	
	AMUNDI	707	55.60	39,309.20	
	DEUTSCHE BANK-REG	24,768	11.17	276,708.09	
	DEUTSCHE BOERSE AG	2,428	168.75	409,725.00	
	EDENRED	3,190	50.02	159,563.80	
	EURAZEO	503	59.05	29,702.15	
	EURONEXT	1,095	73.35	80,318.25	
	EXOR NV	1,386	86.36	119,694.96	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT	1,149	72.52	83,325.48	
	NEXI SPA	6,818	6.92	47,194.19	
	SOFINA	204	200.20	40,840.80	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WENDEL	308	73.85	22,745.80	
	WORLDLINE	3,070	13.74	42,197.15	
	AEGON	21,565	4.96	107,027.09	
	AGEAS	2,041	38.48	78,537.68	
	ALLIANZ-REG	5,154	228.50	1,177,689.00	
	ASR NEDERLAND NV	1,893	36.80	69,662.40	
	ASSICURAZIONI GENERALI	12,952	19.46	252,045.92	
	AXA	23,452	28.38	665,685.02	
	HANNOVER RUECK	771	208.90	161,061.90	
	MUENCHENER RUECKVERSICHERUNGS-REG	1,744	377.90	659,057.60	
	NN GROUP	3,204	32.08	102,784.32	
	POSTE ITALIANE SPA	6,035	10.17	61,375.95	
	SAMPO OYJ-A SHS	5,877	38.84	228,262.68	
	TALANX	732	63.95	46,811.40	
	BECHTLE	946	47.13	44,584.98	
	CAPGEMINI	2,107	177.90	374,835.30	
	DASSAULT SYSTEMES	8,561	42.05	359,990.05	
	NEMETSCHEK	668	79.38	53,025.84	
	SAP	13,343	137.22	1,830,926.46	
	NOKIA	68,375	3.27	223,620.43	
	CELLNEX TELECOM	7,222	32.53	234,931.66	
	DEUTSCHE TELEKOM	41,418	21.55	892,764.99	
	ELISA	1,818	41.92	76,210.56	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS	3,882	10.70	41,537.40	
	KPN	41,273	3.16	130,711.59	
	ORANGE	23,795	11.07	263,553.42	
	TELECOM ITALIA	115,100	0.25	29,833.92	
	TELEFONICA	66,135	3.75	248,204.65	
	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING	11,812	2.34	27,734.57	
	ACCIONA	285	129.10	36,793.50	
	CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	761	27.14	20,653.54	
	E.ON	28,690	11.55	331,512.95	
	EDP RENOVAVEIS	3,637	16.32	59,374.02	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL	40,099	4.27	171,583.62	
	ELIA GROUP	339	102.20	34,645.80	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ENAGAS	2,876	16.17	46,504.92	
	ENDESA	4,059	19.59	79,515.81	
	ENEL	103,933	6.40	665,690.86	
	ENGIE	23,340	15.60	364,104.00	
	FORTUM OYJ	5,183	12.67	65,694.52	
	IBERDROLA	77,800	11.07	861,246.00	
	NATURGY ENERGY GROUP	1,456	26.98	39,282.88	
	REDEIA	5,186	15.11	78,360.46	
	RWE	8,079	38.34	309,748.86	
	SNAM	25,768	4.49	115,904.46	
	TERNA RETE ELETTRICA NAZIONALE	17,979	7.52	135,202.08	
	VEOLIA ENVIRONMENT	8,684	28.07	243,759.88	
	VERBUND	870	85.35	74,254.50	
	ASM INTERNATIONAL	600	465.40	279,240.00	
	ASML HOLDING	5,152	628.70	3,239,062.40	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	913	119.80	109,377.40	
	INFINEON TECHNOLOGIES	16,688	33.58	560,383.04	
	STMICROELECTRONICS	8,734	41.92	366,172.95	
	LEG IMMOBILIEN	856	70.58	60,416.48	
	VONOVIA	9,369	25.19	236,005.11	
	ユーロ小計	2,272,684		59,463,325.31 (9,724,632,221)	
イギリス ポンド	BP	221,733	4.77	1,059,218.54	
	SHELL PLC-NEW	85,672	26.08	2,234,754.12	
	ANGLO AMERICAN	16,238	22.34	362,756.92	
	ANTOFAGASTA	5,039	13.79	69,487.81	
	CRH	9,273	48.20	446,958.60	
	CRODA INTERNATIONAL	1,785	45.98	82,074.30	
	ENDEAVOUR MINING	2,145	17.27	37,044.15	
	GLENCORE	134,591	4.67	629,414.81	
	JOHNSON MATTHEY	2,119	15.24	32,293.56	
	MONDI	6,205	13.91	86,311.55	
	RIO TINTO	14,388	54.46	783,570.48	
	ASHTAD GROUP	5,600	52.44	293,664.00	
	BAE SYSTEMS	38,954	10.55	411,159.47	
	BUNZL	4,318	29.45	127,165.10	
	DCC	1,262	53.48	67,491.76	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	MELROSE INDUSTRIES	17,270	5.22	90,149.40	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS	107,554	2.44	262,431.76	
	SMITHS GROUP	4,470	16.52	73,866.75	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING	943	89.40	84,304.20	
	EXPERIAN	11,757	29.33	344,832.81	
	INTERTEK GROUP	2,062	38.09	78,541.58	
	RELX	24,199	29.84	722,098.16	
	RENTOKIL INITIAL	32,203	4.63	149,325.31	
	BARRATT DEVELOPMENTS	11,369	4.84	55,025.96	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS	1,244	45.21	56,241.24	
	BURBERRY GROUP	4,819	15.64	75,393.25	
	PERSIMMON	3,689	12.40	45,743.60	
	TAYLOR WIMPEY	40,800	1.25	51,285.60	
	COMPASS GROUP	22,153	20.92	463,440.76	
	ENTAIN	8,162	8.55	69,850.39	
	INTERCONTINENTAL HOTELS	2,151	60.96	131,124.96	
	PEARSON	8,237	9.52	78,449.18	
	WHITBREAD	2,528	33.42	84,485.76	
	AUTO TRADER GROUP	11,739	7.06	82,971.25	
	INFORMA	17,885	7.49	133,958.65	
	WPP	13,735	7.13	97,930.55	
	JD SPORTS FASHION	29,936	1.38	41,536.20	
	KINGFISHER	22,396	2.33	52,227.47	
	NEXT	1,539	77.14	118,718.46	
	J SAINSBURY	19,051	2.66	50,732.81	
	OCADO GROUP	6,683	5.60	37,464.89	
	TESCO	91,603	2.76	252,824.28	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS	4,443	23.80	105,743.40	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	27,149	25.21	684,562.03	
	COCA-COLA HBC AG-CDI	2,824	21.17	59,784.08	
	DIAGEO	28,714	28.09	806,719.83	
	IMPERIAL BRANDS	11,033	18.52	204,331.16	
	HALEON	70,804	3.26	231,422.87	
	RECKITT BENCKISER GROUP	9,169	53.96	494,759.24	
	UNILEVER	32,138	38.16	1,226,386.08	
	NMC HEALTH	543	-	-	
	SMITH & NEPHEW	11,161	10.24	114,344.44	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ASTRAZENECA	19,805	102.60	2,031,993.00	
	GSK	52,328	14.10	738,138.76	
	HIKMA PHARMACEUTICALS	1,912	17.60	33,660.76	
	BARCLAYS	198,782	1.42	283,860.69	
	HSBC HOLDINGS	252,604	6.15	1,554,525.01	
	LLOYDS BANKING GROUP	822,967	0.43	356,961.93	
	NATWEST GROUP	74,272	2.07	154,337.21	
	STANDARD CHARTERED	30,310	6.60	200,046.00	
	3I GROUP	12,437	21.71	270,007.27	
	ABRDN	23,124	1.72	39,819.52	
	HARGREAVES LANSDOWN	4,110	7.25	29,822.16	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	5,427	85.50	464,008.50	
	M&G	28,660	2.05	58,810.32	
	SCHRODERS	9,311	4.07	37,905.08	
	ST JAMES'S PLACE	6,332	6.87	43,526.16	
	WISE-A	7,102	7.14	50,750.89	
	ADMIRAL GROUP	2,713	25.99	70,510.87	
	AVIVA	34,992	4.22	147,736.22	
	LEGAL & GENERAL GROUP	76,389	2.29	175,389.14	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS	8,668	4.90	42,516.54	
	PRUDENTIAL	35,183	9.45	332,479.35	
	SAGE GROUP-NEW	13,099	9.84	128,946.55	
	HALMA	4,851	20.53	99,591.03	
	BT GROUP	80,309	1.18	95,487.40	
	VODAFONE GROUP	293,846	0.75	220,531.42	
	CENTRICA	71,106	1.51	107,903.35	
	NATIONAL GRID	47,052	10.16	478,048.32	
	SEVERN TRENT	3,436	26.97	92,668.92	
	SSE	13,934	17.95	250,115.30	
	UNITED UTILITIES GROUP	8,714	10.84	94,459.76	
	イギリスポンド小計	3,511,252		23,120,930.96 (4,316,446,600)	
スイス	CLARIANT	2,856	13.35	38,127.60	
フラン	EMS-CHEMIE HOLDING	81	620.00	50,220.00	
	GIVAUDAN	118	3,229.00	381,022.00	
	HOLCIM	6,660	61.76	411,321.60	
	SIG COMBIBLOC GROUP	3,908	20.96	81,911.68	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SIKA-REG	1,870	235.40	440,198.00	
	ABB	20,443	33.78	690,564.54	
	GEBERIT	427	476.40	203,422.80	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	520	193.20	100,464.00	
	SCHINDLER HOLDING-REG	271	185.50	50,270.50	
	VAT GROUP	345	378.60	130,617.00	
	ADECCO GROUP	2,044	41.30	84,417.20	
	SGS	1,915	73.80	141,327.00	
	KUEHNE + NAGEL INTL	694	246.40	171,001.60	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT	6,670	112.60	751,042.00	
	SWATCH GROUP	370	236.00	87,320.00	
	SWATCH GROUP-REG	608	44.75	27,208.00	
	AVOLTA	1,139	31.69	36,094.91	
	BARRY CALLEBAUT	41	1,485.00	60,885.00	
	LINDT & SPRUENGLI	1	108,400.00	108,400.00	
	LINDT & SPRUENGLI-PC	12	10,850.00	130,200.00	
	NESTLE	34,119	98.99	3,377,439.81	
	ALCON	6,386	62.48	398,997.28	
	SONOVA HOLDING	664	232.10	154,114.40	
	STRAUMANN HOLDING	1,426	119.95	171,048.70	
	BACHEM HOLDING	390	71.60	27,924.00	
	LONZA GROUP	952	355.00	337,960.00	
	NOVARTIS	26,193	84.10	2,202,831.30	
	ROCHE HOLDING-BR	409	253.00	103,477.00	
	ROCHE HOLDING-GENUSSCHEIN	8,978	237.60	2,133,172.80	
	SANDOZ GROUP	5,238	25.54	133,778.52	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS	348	101.60	35,356.80	
	JULIUS BAER GROUP	2,633	55.72	146,710.76	
	PARTNERS GROUP HOLDING	290	1,126.00	326,540.00	
	UBS GROUP	42,029	23.14	972,551.06	
	BALOISE HOLDING	585	131.30	76,810.50	
	HELVETIA HOLDING	428	123.60	52,900.80	
	SWISS LIFE HOLDING	377	577.60	217,755.20	
	SWISS RE	3,854	99.98	385,322.92	
	ZURICH INSURANCE GROUP	1,923	437.00	840,351.00	
	TEMENOS	737	69.32	51,088.84	
	LOGITECH INTERNATIONAL	2,101	75.54	158,709.54	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SWISSCOM	331	509.00	168,479.00	
	BKW	244	155.90	38,039.60	
	SWISS PRIME SITE REG	980	85.00	83,300.00	
	スイスフラン小計	192,608		16,770,695.26 (2,837,937,051)	
スウェーデン ンクローネ	BOLIDEN AB	3,495	294.80	1,030,326.00	
	HOLMEN AB-B	1,084	429.80	465,903.20	
	SVENSKA CELLULOSA-B	7,742	161.70	1,251,881.40	
	ALFA LAVAL	3,697	381.50	1,410,405.50	
	ASSA ABLOY AB-B	12,808	263.50	3,374,908.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	34,324	159.10	5,460,948.40	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	19,945	136.80	2,728,476.00	
	BEIJER REF AB	4,446	121.10	538,410.60	
	EPIROC AB-A	8,421	191.55	1,613,042.55	
	EPIROC AB-B	4,984	161.90	806,909.60	
	HUSQVARNA-B	4,847	78.64	381,168.08	
	INDUTRADE AB	3,157	225.60	712,219.20	
	INVESTMENT AB-B SHS	1,710	220.00	376,200.00	
	LIFCO AB-B SHS	2,692	226.10	608,661.20	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	19,366	65.40	1,266,536.40	
	SAAB AB-B	925	555.80	514,115.00	
	SANDVIK	13,625	202.30	2,756,337.50	
	SKANSKA-B	3,930	166.60	654,738.00	
	SKF-B	4,354	190.00	827,260.00	
	VOLVO AB-A	2,313	239.40	553,732.20	
	VOLVO-B	19,283	232.70	4,487,154.10	
	SECURITAS-B	5,681	89.88	510,608.28	
	VOLVO CAR AB-B	6,884	36.29	249,820.36	
	EVOLUTION AB	2,342	1,068.20	2,501,724.40	
	HENNES & MAURITZ-B	8,254	167.84	1,385,351.36	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	7,784	255.50	1,988,812.00	
	GETINGE AB-B SHS	2,642	219.20	579,126.40	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	2,363	242.80	573,736.40	
	NORDEA BANK	41,166	120.40	4,956,386.40	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANEN-A	20,278	126.20	2,559,083.60	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	18,639	98.50	1,835,941.50	
	SWEDBANK-A	10,849	184.35	2,000,013.15	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EQT AB	4,545	247.60	1,125,342.00	
	INDUSTRIVARDEN-A SHS	1,503	304.30	457,362.90	
	INDUSTRIVARDEN-C	1,784	304.00	542,336.00	
	INVESTOR AB-B SHS	22,118	211.35	4,674,639.30	
	LUNDBERGS AB-B SHS	878	480.00	421,440.00	
	ERICSSON-B	37,420	52.21	1,953,698.20	
	HEXAGON AB-B SHS	26,531	101.85	2,702,182.35	
	TELE2-B	6,171	81.40	502,319.40	
	TELIA AB	28,345	24.16	684,815.20	
	FASTIGHETS AB BALDER	7,532	61.88	466,080.16	
	SAGAX AB-B	2,203	232.90	513,078.70	
	スウェーデンクローネ小計	443,060		65,003,230.99 (926,296,041)	
	ノルウェー クローネ	AKER BP ASA	4,039	307.80	1,243,204.20
EQUINOR		11,513	349.00	4,018,037.00	
NORSK HYDRO		16,954	64.90	1,100,314.60	
YARA INTERNATIONAL		2,116	373.10	789,479.60	
KONGSBERG GRUPPEN		1,024	466.80	478,003.20	
ADEVINTA		3,366	108.90	366,557.40	
MOWI ASA		5,617	186.35	1,046,727.95	
ORKLA		9,597	77.86	747,222.42	
SALMAR		839	576.00	483,264.00	
DNB BANK		11,827	203.50	2,406,794.50	
GJENSIDIGE FORSIKRING		2,310	176.70	408,177.00	
TELENOR		8,942	113.15	1,011,787.30	
ノルウェークローネ小計		78,144		14,099,569.17 (195,561,024)	
デンマーク クローネ	CHR HANSEN HOLDING	1,348	547.20	737,625.60	
	NOVOZYMES-B	2,614	360.00	941,040.00	
	ROCKWOOL -B	119	1,655.50	197,004.50	
	VESTAS WIND SYSTEMS	12,904	177.64	2,292,266.56	
	A P MOLLER - MAERSK-A	36	10,210.00	367,560.00	
	A P MOLLER - MAERSK-B	62	10,310.00	639,220.00	
	DSV A/S	2,379	1,085.00	2,581,215.00	
	PANDORA	1,048	921.40	965,627.20	
	CARLSBERG-B	1,259	848.60	1,068,387.40	
	COLOPLAST-B	1,746	745.40	1,301,468.40	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DEMANT A/S	1,288	275.30	354,586.40	
	GENMAB	844	2,217.00	1,871,148.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	41,702	694.30	28,953,698.60	
	DANSKE BANK	8,814	177.40	1,563,603.60	
	TRYG	4,160	143.05	595,088.00	
	ORSTED A/S	2,417	312.80	756,037.60	
	デンマーククローネ小計	82,740		45,185,576.86 (990,919,700)	
オーストラ リアドル	AMPOL	2,752	33.55	92,329.60	
	SANTOS	41,502	6.99	290,098.98	
	WOODSIDE ENERGY GROUP	24,264	31.40	761,889.60	
	BHP GROUP	64,735	46.61	3,017,298.35	
	BLUESCOPE STEEL	5,324	20.44	108,822.56	
	FORTESCUE METALS GROUP	21,640	25.22	545,760.80	
	IGO	7,873	8.90	70,069.70	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES	5,624	48.11	270,570.64	
	MINERAL RESOURCES	2,237	63.46	141,960.02	
	NEWMONT-CDI	4,570	56.42	257,839.40	
	NORTHERN STAR RESOURCES	14,698	11.76	172,848.48	
	ORICA	5,246	15.75	82,624.50	
	PILBARA MINERALS	34,481	3.56	122,752.36	
	RIO TINTO	4,744	125.62	595,941.28	
	SOUTH32	58,085	3.17	184,129.45	
	REECE	2,611	19.45	50,783.95	
	BRAMBLES	17,754	13.17	233,820.18	
	COMPUTERSHARE	7,330	23.65	173,354.50	
	AURIZON HOLDINGS	21,263	3.64	77,397.32	
	QANTAS AIRWAYS	10,284	5.24	53,888.16	
	TRANSURBAN GROUP	39,365	12.99	511,351.35	
	ARISTOCRAT LEISURE	7,519	40.23	302,489.37	
	IDP EDUCATION	2,894	23.79	68,848.26	
	LOTTERY	28,443	4.56	129,700.08	
	REA GROUP	611	158.41	96,788.51	
	SEEK	4,552	23.18	105,515.36	
	WESFARMERS	14,498	53.00	768,394.00	
	COLES GROUP	17,102	15.42	263,712.84	
	ENDEAVOUR GROUP/AUSTRALI	16,550	4.92	81,426.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WOOLWORTHS GROUP	15,573	35.32	550,038.36	
	TREASURY WINE ESTATES-NEW	9,225	10.61	97,877.25	
	COCHLEAR	839	259.75	217,930.25	
	RAMSAY HEALTH CARE	2,343	51.60	120,898.80	
	SONIC HEALTHCARE	5,715	29.48	168,478.20	
	CSL	6,164	258.61	1,594,072.04	
	ANZ GROUP HOLDINGS	38,404	24.07	924,384.28	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	21,420	102.47	2,194,907.40	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	40,118	27.73	1,112,472.14	
	WESTPAC BANKING	44,842	21.10	946,166.20	
	ASX	2,474	57.13	141,339.62	
	MACQUARIE GROUP	4,692	167.42	785,534.64	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	2,710	33.48	90,730.80	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	31,187	5.86	182,755.82	
	MEDIBANK PRIVATE	35,193	3.55	124,935.15	
	QBE INSURANCE GROUP	19,067	15.02	286,386.34	
	SUNCORP GROUP	16,184	13.36	216,218.24	
	WISETECH GLOBAL	2,121	67.25	142,637.25	
	XERO	1,838	101.24	186,079.12	
	TELSTRA GROUP	51,678	3.84	198,443.52	
	APA GROUP	14,912	8.34	124,366.08	
	ORIGIN ENERGY	22,015	8.60	189,329.00	
	LENLEASE	7,963	6.85	54,546.55	
	オーストラリアドル小計	885,228		20,282,932.65 (1,979,005,738)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTERNATIONAL AIRPORT	15,998	7.73	123,664.54	
	EBOS GROUP	2,030	38.60	78,358.00	
	FISHER&PAYKEL HEALTHCARE C	7,404	21.97	162,665.88	
	SPARK NEW ZEALAND	21,617	5.02	108,625.42	
	MERCURY NZ	8,010	6.05	48,460.50	
	MERIDIAN ENERGY	14,920	5.00	74,600.00	
	ニュージーランドドル小計	69,979		596,374.34 (53,649,835)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS	34,047	40.20	1,368,689.40	
	TECHTRONIC INDUSTRIES	17,500	81.15	1,420,125.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	XINYI GLASS HOLDINGS	22,000	9.39	206,580.00	
	MTR	19,747	29.60	584,511.20	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	15,000	12.26	183,900.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP	28,000	43.10	1,206,800.00	
	SANDS CHINA	30,800	21.40	659,120.00	
	BUDWEISER BREWING	19,900	15.22	302,878.00	
	WH GROUP	96,500	4.69	452,585.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS	47,325	21.30	1,008,022.50	
	HANG SENG BANK	9,799	89.40	876,030.60	
	HONG KONG EXCHANGES AND CLEARING	15,400	285.40	4,395,160.00	
	AIA GROUP	147,600	72.90	10,760,040.00	
	HKT	44,000	8.25	363,000.00	
	CK INFRASTRUCTURE	7,500	38.20	286,500.00	
	CLP HOLDINGS	21,000	59.55	1,250,550.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	142,447	5.51	784,882.97	
	POWER ASSETS HOLDINGS	17,680	39.80	703,664.00	
	CK ASSET HOLDINGS	25,047	38.40	961,804.80	
	ESR GROUP	28,000	10.08	282,240.00	
	HANG LUNG PROPERTIES	20,744	11.02	228,598.88	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	17,176	21.85	375,295.60	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	17,173	15.26	262,059.98	
	SINO LAND	42,675	8.08	344,814.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	18,659	78.65	1,467,530.35	
	SWIRE PACIFIC-A	5,090	50.10	255,009.00	
	SWIRE PROPERTIES	13,600	15.26	207,536.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	21,764	26.50	576,746.00	
	香港ドル小計	946,173		31,774,673.28 (611,026,967)	
シンガポ ールドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE	1,100	29.77	32,747.00	
	KEPPEL	18,590	6.47	120,277.30	
	SEATRUM	566,732	0.10	60,640.32	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING	18,001	3.87	69,663.87	
	SINGAPORE AIRLINES	17,700	6.24	110,448.00	
	GENTING SINGAPORE	69,900	0.93	65,356.50	
	WILMAR INTERNATIONAL	22,200	3.68	81,696.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DBS GROUP HOLDINGS	23,146	32.69	756,642.74	
	OVERSEA-CHINESE BANKING	43,247	12.97	560,913.59	
	UNITED OVERSEAS BANK	16,120	27.35	440,882.00	
	SINGAPORE EXCHANGE	10,900	9.54	103,986.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	105,479	2.33	245,766.07	
	SEMBORP INDUSTRIES	10,500	5.09	53,445.00	
	CAPITALAND INVESTMENT SI	33,231	3.09	102,683.79	
	CITY DEVELOPMENTS	5,805	6.18	35,874.90	
	UOL GROUP	5,400	6.15	33,210.00	
	シンガポールドル小計	968,051		2,874,233.08 (320,678,184)	
イスラエル シュケル	ICL GROUP LIMITED	8,936	19.25	172,018.00	
	ELBIT SYSTEMS	307	742.00	227,794.00	
	BANK HAPOALIM	16,234	30.02	487,344.68	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	19,614	26.87	527,028.18	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	15,808	18.16	287,073.28	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK	1,783	130.00	231,790.00	
	NICE	809	721.50	583,693.50	
	AZRIELI GROUP	562	195.00	109,590.00	
	イスラエルシュケル小計	64,053		2,626,331.64 (105,916,015)	
	合計	14,319,181		99,847,606,756 (99,847,606,756)	

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 605銘柄	100.00%	74.50%
カナダドル	株式 87銘柄	100.00%	3.41%
ユーロ	株式 223銘柄	100.00%	9.74%
イギリスポンド	株式 82銘柄	100.00%	4.32%
スイスフラン	株式 45銘柄	100.00%	2.84%
スウェーデンクローネ	株式 43銘柄	100.00%	0.93%
ノルウェークローネ	株式 12銘柄	100.00%	0.20%
デンマーククローネ	株式 16銘柄	100.00%	0.99%
オーストラリアドル	株式 52銘柄	100.00%	1.98%

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
ニュージーランドドル	株式 6銘柄	100.00%	0.05%
香港ドル	株式 28銘柄	100.00%	0.61%
シンガポールドル	株式 16銘柄	100.00%	0.32%
イスラエルシェケル	株式 8銘柄	100.00%	0.11%

株式以外の有価証券(投資証券)

(2023年11月20日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE	2,100	217,812.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	3,800	137,256.00	
		AMERICAN TOWER	5,970	1,180,507.80	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	5,675	101,071.75	
		AVALONBAY COMMUNITIES	1,841	311,202.64	
		BOSTON PROPERTIES	1,684	92,754.72	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,200	104,820.00	
		CROWN CASTLE	5,541	575,820.72	
		DIGITAL REALTY TRUST	3,700	497,761.00	
		EQUINIX	1,216	941,962.24	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	2,300	159,942.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	4,618	255,975.74	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	800	168,816.00	
		EXTRA SPACE STORAGE	2,700	346,302.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	3,000	136,230.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST	4,400	62,700.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES	6,317	104,040.99	
		HOST HOTELS & RESORTS	8,195	141,445.70	
		INVITATION HOMES	7,800	261,534.00	
		IRON MOUNTAIN	3,411	212,266.53	
		KIMCO REALTY	7,200	135,360.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,500	182,130.00	
		PROLOGIS	11,788	1,297,505.16	
		PUBLIC STORAGE	1,996	514,369.20	
		REALTY INCOME	8,615	455,819.65	
		REGENCY CENTERS	2,155	133,179.00	
		SBA COMMUNICATIONS	1,400	327,194.00	
		SIMON PROPERTY GROUP	4,124	501,808.32	
		SUN COMMUNITIES	1,600	196,320.00	
		UDR	3,600	118,152.00	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
		VENTAS	5,100	227,154.00	
		VICI PROPERTIES	12,200	348,676.00	
		WELLTOWER	6,300	551,187.00	
		WEYERHAEUSER	9,349	298,420.08	
		WP CAREY	2,500	141,350.00	
		アメリカドル小計	155,695	11,438,846.24 (1,715,254,993)	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTATE	1,000	45,150.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,656	29,013.12	
		カナダドル小計	2,656	74,163.12 (8,102,320)	
	ユーロ	COVIVIO	627	27,901.50	
		GECINA	531	52,940.70	
		KLEPIERRE	2,485	57,378.65	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,510	82,627.20	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	1,885	48,180.60	
		ユーロ小計	7,038	269,028.65 (43,996,945)	
	イギリスポンド	LAND SECURITIES GROUP	8,137	53,167.15	
		SEGRO	14,868	122,274.43	
		イギリスポンド小計	23,005	175,441.58 (32,753,188)	
	オーストラリアドル	DEXUS	12,424	88,831.60	
		GOODMAN GROUP	21,665	501,111.45	
		GPT GROUP	22,127	92,048.32	
		MIRVAC GROUP	45,580	93,439.00	
		SCENTRE GROUP	66,326	176,427.16	
		STOCKLAND	30,505	121,714.95	
		VICINITY CENTRES	44,697	82,689.45	
		オーストラリアドル小計	243,324	1,156,261.93 (112,816,476)	
	香港ドル	LINK REIT	32,348	1,289,067.80	
		香港ドル小計	32,348	1,289,067.80 (24,788,773)	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	47,669	133,473.20	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	67,945	126,377.70	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	39,900	63,042.00	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	27,200	37,536.00	
		シンガポールドル小計	182,714	360,428.90 (40,213,052)	
	合計			1,977,925,747 (1,977,925,747)	

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 35銘柄	100.00%	86.73%
カナダドル	投資証券 2銘柄	100.00%	0.41%
ユーロ	投資証券 5銘柄	100.00%	2.22%
イギリスポンド	投資証券 2銘柄	100.00%	1.66%
オーストラリアドル	投資証券 7銘柄	100.00%	5.70%
香港ドル	投資証券 1銘柄	100.00%	1.25%
シンガポールドル	投資証券 4銘柄	100.00%	2.03%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2023年11月30日現在)

資産総額	8,107,849,978 円
負債総額	3,649,430 円
純資産総額(-)	8,104,200,548 円
発行済数量	1,740,264,257 口
1 単位当たり純資産額(/)	4.6569 円

(参考)MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド

資産総額	109,464,393,097 円
負債総額	4,101,910,078 円
純資産総額(-)	105,362,483,019 円
発行済数量	19,008,492,368 口
1 単位当たり純資産額(/)	5.5429 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

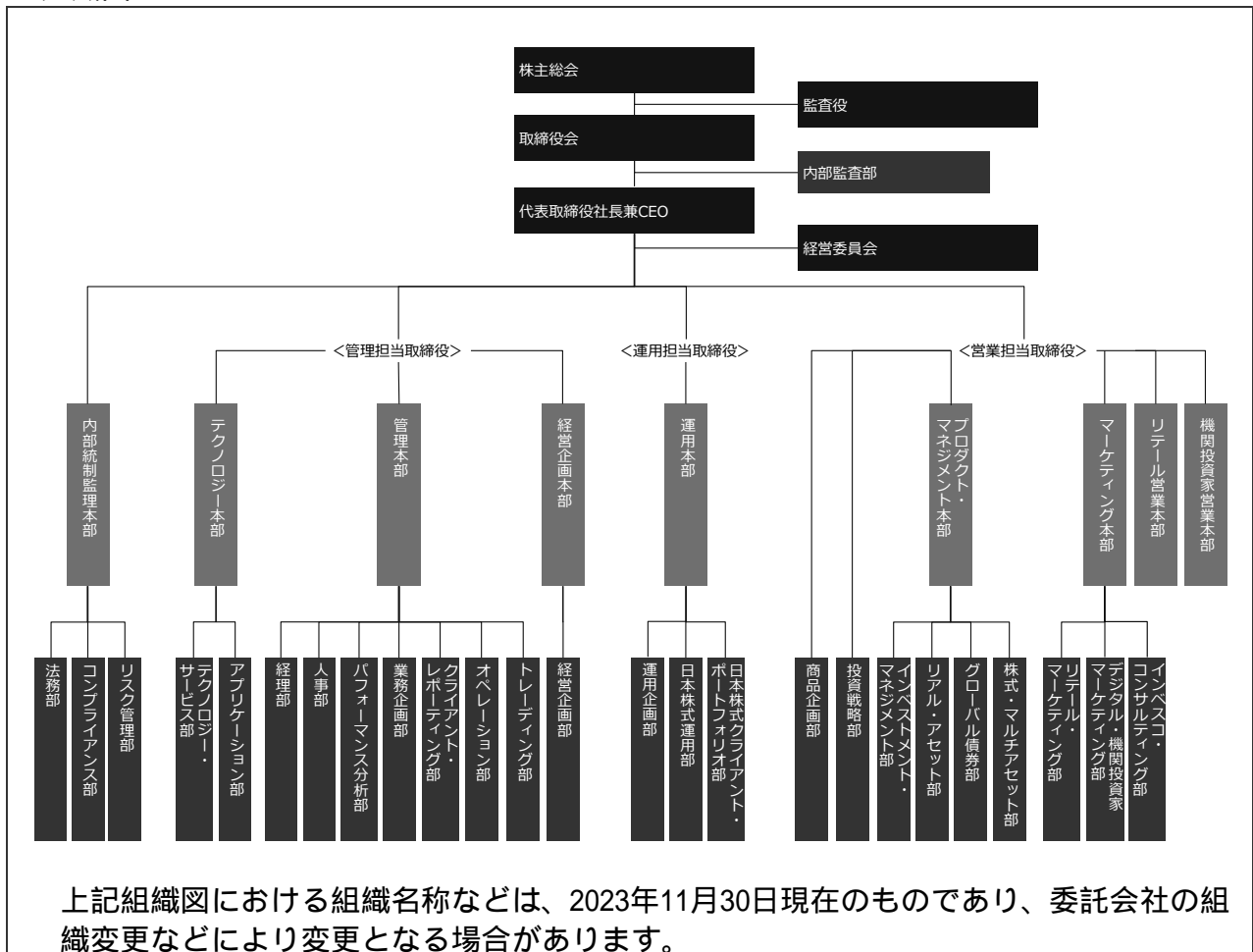
1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年11月30日 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近5カ年における 主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

組織図



会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として隔月で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、投資戦略委員会(原則、月次で開催)で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議(原則、週次あるいは日次で開催)を経て決定されます。
Do (実行)	運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、隔月で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第二種金融商品取引業を行っています。												
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(2023年11月30日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的性格</th> <th>ファンド数</th> <th>純資産総額(単位:百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式投資信託</td> <td>115</td> <td>6,393,467</td> </tr> <tr> <td>公社債投資信託</td> <td>3</td> <td>2,212</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>118</td> <td>6,395,679</td> </tr> </tbody> </table> <p>*ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。</p>	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位:百万円)	株式投資信託	115	6,393,467	公社債投資信託	3	2,212	合計	118	6,395,679
基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位:百万円)											
株式投資信託	115	6,393,467											
公社債投資信託	3	2,212											
合計	118	6,395,679											

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月8日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月12日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
榎原 康大
018375B744AB490...

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2021年12月31日)		当事業年度 (2022年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
預金		3,576,327		3,236,636
前払費用		107,011		108,908
未収入金		529,840		491,010
未収委託者報酬		767,081		760,616
未収運用受託報酬		739,216		761,870
未収投資助言報酬		19,368		17,791
短期貸付金 1		2,500,000		1,500,000
その他の流動資産		5,254		2,758
流動資産計		8,244,099		6,879,592
固定資産				
有形固定資産 2				
建物附属設備	103,190		85,342	
器具備品	77,823		45,740	
建設仮勘定	-		9,676	
リース資産	5,089	186,103	2,313	143,073
無形固定資産				
ソフトウェア	40,817		58,599	
ソフトウェア仮勘定	25,012		161	
電話加入権	3,972		5,932	
のれん	212,317		187,339	
顧客関連資産	1,138,121	1,420,240	1,004,224	1,256,257
投資その他の資産				
投資有価証券	4,202		3,341	
差入保証金	382,848		379,954	
繰延税金資産	624,435		544,593	
その他の投資	3,223	1,014,710	1,928	929,817
固定資産計		2,621,054		2,329,148
資産合計		10,865,154		9,208,740

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2021年12月31日)		当事業年度 (2022年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		39,064		41,063
リース債務		3,058		2,554
未払金				
未払償還金	57		57	
未払手数料	213,983		185,551	
その他未払金	622,062	836,104	445,853	631,463
未払費用		266,286		283,683
未払法人税等		181,496		32,144
未払消費税等		187,182		75,514
賞与引当金		1,572,709		1,238,496
その他の流動負債		24,402		25,883
流動負債計		3,110,304		2,330,803
固定負債				
長期預り金		117,535		117,535
リース債務		2,554		-
退職給付引当金		805,942		809,385
役員退職慰労引当金		89,141		101,666
資産除去債務		124,686		124,634
固定負債計		1,139,860		1,153,222
負債合計		4,250,164		3,484,025
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953	1,406,953	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,206,386	1,206,386	316,191	316,191
利益剰余金合計		1,206,386		316,191
株主資本合計		6,613,339		5,723,144
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		1,650		1,570
評価・換算差額等合計		1,650		1,570
純資産合計		6,614,989		5,724,715
負債・純資産合計		10,865,154		9,208,740

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		3,650,140		5,087,840
運用受託報酬		3,670,393		3,044,397
投資助言報酬		101,860		128,504
その他営業収益		2,705,506		2,530,984
営業収益計		10,127,900		10,791,727
営業費用				
支払手数料		1,441,154		2,035,648
広告宣伝費		43,541		116,378
調査費				
調査費	401,252		447,375	
委託調査費	981,180		1,328,152	
図書費	2,552	1,384,985	2,491	1,778,018
委託計算費		365,183		359,575
営業雑経費				
通信費	16,640		9,656	
印刷費	81,889		82,712	
協会費	12,120	110,649	19,462	111,831
営業費用計		3,345,515		4,401,453
一般管理費				
給料				
役員報酬	98,976		99,143	
給料・手当	1,794,254		1,651,850	
賞与	338,224	2,231,455	230,603	1,981,597
交際費		7,812		12,364
寄付金		800		1,374
旅費交通費		9,941		26,017
租税公課		95,247		86,587
不動産賃借料		359,752		338,267
退職給付費用		264,228		207,070
役員退職慰労引当金繰入額		12,605		12,524
賞与引当金繰入額		1,545,554		1,247,619
減価償却費		246,375		235,413
福利厚生費		277,752		231,895
諸経費		1,611,927		1,669,020
一般管理費計		6,663,454		6,049,753
営業利益		118,930		340,520

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
	営業外収益			
受取利息 1		50,694		38,472
保険配当金		5,423		5,314
雑益		186		120
営業外収益計		56,304		43,906
営業外費用				
支払利息		17		10
為替換算差損		15,238		26,420
固定資産除却損		4,152		794
ヘッジコスト配賦損益		17,091		56,044
営業外費用計		36,500		83,270
経常利益		138,734		301,157
税引前当期純利益		138,734		301,157
法人税、住民税及び事業税		218,809		111,475
法人税等調整額		57,202		79,877
法人税等計		161,606		191,352
当期純利益又は当期純損失()		22,871		109,805

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,229,257	1,229,257	6,636,210
当期変動額						
当期純損失（ ）				22,871	22,871	22,871
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	-	-	-	22,871	22,871	22,871
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,206,386	1,206,386	6,613,339

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	977	977	6,637,187
当期変動額			
当期純損失（ ）			22,871
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	673	673	673
当期変動額合計（千円）	673	673	22,198
当期末残高	1,650	1,650	6,614,989

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,206,386	1,206,386	6,613,339
当期変動額						
当期純利益				109,805	109,805	109,805
剰余金の配当				1,000,000	1,000,000	1,000,000
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	-	-	-	890,194	890,194	890,194
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	316,191	316,191	5,723,144

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,650	1,650	6,614,989
当期変動額			
当期純利益			109,805
剰余金の配当			1,000,000
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	79	79	79
当期変動額合計（千円）	79	79	890,274
当期末残高	1,570	1,570	5,724,715

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差益又は為替換算差損として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

(5) その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当該変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)については、2023年12月期の期首より適用予定であります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期貸付金	2,500,000	1,500,000

2 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	453,847	496,099

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
受取利息	50,694	38,472

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日	普通株式	1,000	2021年12月31日	2022年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
1年内	249,762	249,762
1年超	915,794	666,032
合計	1,165,556	915,794

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

前事業年度（2021年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	4,202	4,202	-
差入保証金	382,848	381,906	942
資産計	387,050	386,108	942
長期預り金	(117,535)	(117,233)	301
負債計	(117,535)	(117,233)	301

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

当事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券 その他有価証券	3,341	3,341	-
差入保証金	379,954	372,816	7,137
資産計	383,295	376,158	7,137
長期預り金	(117,535)	(115,252)	2,282
負債計	(117,535)	(115,252)	2,282

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	381,906	-	381,906
資産計	-	381,906	-	381,906
長期預り金	-	(117,233)	-	(117,233)
負債計	-	(117,233)	-	(117,233)

当事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	372,816	-	372,816
資産計	-	372,816	-	372,816
長期預り金	-	(115,252)	-	(115,252)
負債計	-	(115,252)	-	(115,252)

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

なお、（金融商品関係）の「1. 金融商品の時価等に関する事項」に記載の「投資有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5 - 2項の注記を行っておりません。

当該投資信託受益証券の貸借対照表計上額は（金融商品関係）の「1. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	3,576,327	-	-
(2)未収入金	529,840	-	-
(3)未収委託者報酬	767,081	-	-
(4)未収運用受託報酬	739,216	-	-
(5)未収投資助言報酬	19,368	-	-
(6)短期貸付金	2,500,000	-	-
(7)差入保証金	-	382,848	-
合計	8,131,834	382,848	-

当事業年度（2022年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	3,236,636	-	-
(2)未収入金	491,010	-	-
(3)未収委託者報酬	760,616	-	-
(4)未収運用受託報酬	761,870	-	-
(5)未収投資助言報酬	17,791	-	-
(6)短期貸付金	1,500,000	-	-
(7)差入保証金	-	379,954	-
合計	6,767,925	379,954	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2021年12月31日)

(単位 : 千円)

	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,823	4,202	2,378
小計	1,823	4,202	2,378
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,823	4,202	2,378

当事業年度 (2022年12月31日)

(単位 : 千円)

	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,077	3,341	2,264
小計	1,077	3,341	2,264
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,077	3,341	2,264

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

前事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
	当事業年度 (2021年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	776,659
退職給付費用	226,196
退職給付の支払額	164,168
その他の未払金への振替額	32,743
退職給付引当金の期末残高	805,942

（2）退職給付に関連する損益

	(単位：千円)
	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	226,196

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）において、38,032千円であります。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
	当事業年度 (2022年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	805,942
退職給付費用	172,579
退職給付の支払額	122,657
その他の未払金への振替額	46,478
退職給付引当金の期末残高	809,385

(2) 退職給付に関連する損益

	(単位：千円)
	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	172,579

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)において、34,490千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
(単位：千円)		
繰延税金資産		
賞与引当金	481,563	379,227
未払費用	30,164	37,043
未払退職金	2,039	29,464
株式報酬費用	83,634	79,237
退職給付引当金	246,779	247,833
役員退職給付引当金	27,295	31,130
資産除去債務	38,178	38,163
その他	40,007	29,934
繰延税金資産小計	949,663	872,035
評価性引当額	312,253	317,127
繰延税金資産合計	637,409	554,908
繰延税金負債		
資産除去債務	12,246	9,621
その他有価証券評価差額金	728	693
繰延税金負債合計	12,974	10,315
繰延税金資産(負債)の純額	624,435	544,593

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2021年12月31日）

法定実効税率 （調整）	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	57.7%
住民税均等割等	2.7%
評価性引当額の増減額	18.6%
過年度法人税等調整額	0.2%
その他	6.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	116.4%

当事業年度（2022年12月31日）

法定実効税率 （調整）	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	26.9%
住民税均等割等	1.2%
評価性引当額の増減額	1.6%
過年度法人税等調整額	0.7%
その他	2.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.5%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は 0.12% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期首残高	81,946	124,686
建物の不動産賃貸借契約の更新に伴う再見積りによる増加額	42,850	-
時の経過による調整額	109	51
当期末残高	124,686	124,634

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	3,650,140	2,881,144	101,860	2,705,506	9,338,652
成功報酬	-	789,248	-	-	789,248
合計	3,650,140	3,670,393	101,860	2,705,506	10,127,900

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	5,087,840	2,786,700	128,504	2,530,984	10,534,030
成功報酬	-	257,697	-	-	257,697
合計	5,087,840	3,044,397	128,504	2,530,984	10,791,727

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
2,223,297	2,178,419	1,804,170	271,872	6,477,760

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,601,256	投資運用業
Invesco Management SA	366,943	投資運用業

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,631,363	2,259,198	1,574,695	238,629	5,703,887

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,567,972	投資運用業
Invesco Management SA	271,145	投資運用業

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1 . 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 (会社等に限る。) 等

前事業年度 (自 2021年 1 月 1 日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,298,746 千米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	利息の受取	50,694	短期貸付金	2,500,000

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,200,380 千米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	利息の受取	38,472	短期貸付金	1,500,000

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 2021年 1 月 1 日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,867,943 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,727,799	未収入金	234,224
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management, Inc.	1166 Avenue of the Americas New York, NY 10036, USA	4,502 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	442,739	未収入金	39,712

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,867,943 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の 再委任等	運用受託報酬 及びその他 営業収益の 受取	1,763,244	未収入金	264,565
親会社の子会社	Invesco Management SA	37A Avenue JF Kennedy, L-1855 Luxembourg	70,207 千ユーロ	投資運用業	なし	投資顧問契約の 再委任等	運用受託報酬 及びその他 営業収益の 受取	1,395,776	未収入金	115,224

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd. (非上場)

Invesco Holdings Company Ltd. (非上場)

Invesco Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額 165,374円74銭	1株当たり純資産額 143,117円88銭
1株当たり当期純損失金額() 571円78銭	1株当たり当期純利益金額 2,745円12銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益又は 当期純損失()(千円)	22,871	109,805
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	22,871	109,805
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	当中間会計期間 (2023年6月30日)	
	内訳	金額
(資産の部)		
流動資産		
預金		3,767,388
前払費用		77,900
未収入金		450,510
未収委託者報酬		859,356
未収運用受託報酬		390,200
未収投資助言報酬		18,564
短期貸付金		1,500,000
その他の流動資産		296
流動資産計		7,064,216
固定資産		
有形固定資産 1		
建物附属設備	76,423	
器具備品	36,954	
建設仮勘定	14,050	
リース資産	925	128,353
無形固定資産		
ソフトウェア	49,369	
ソフトウェア仮勘定	2,607	
電話加入権	6,128	
のれん	174,849	
顧客関連資産	937,276	1,170,231
投資その他の資産		
投資有価証券	3,431	
差入保証金	380,326	
繰延税金資産	300,876	
その他の投資	1,762	686,396
固定資産計		1,984,981
資産合計		9,049,198

(単位：千円)

科目	当中間会計期間 (2023年6月30日)	
	内訳	金額
(負債の部)		
流動負債		
預り金		58,609
リース債務		1,022
未払金		
未払償還金	57	
未払手数料	235,159	
その他未払金	458,048	693,265
未払費用		453,491
未払法人税等		41,104
未払消費税等 2		145,362
賞与引当金		448,969
その他の流動負債		27,513
流動負債計		1,869,338
固定負債		
長期預り金		117,535
退職給付引当金		820,099
役員退職慰労引当金		109,725
資産除去債務		124,609
固定負債計		1,171,969
負債合計		3,041,307
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		4,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	599,304	599,304
利益剰余金合計		599,304
株主資本合計		6,006,258
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,633
評価・換算差額等合計		1,633
純資産合計		6,007,891
負債・純資産合計		9,049,198

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
	金額
営業収益	
委託者報酬	4,458,603
運用受託報酬	1,494,847
投資助言報酬	42,410
その他営業収益	1,285,808
営業収益計	7,281,669
営業費用	
支払手数料	1,988,465
その他営業費用	1,561,090
営業費用計	3,549,555
一般管理費 1	3,228,022
営業利益	504,091
営業外収益 2	50,204
営業外費用 3	24,687
経常利益	529,608
税引前中間純利益	529,608
法人税、住民税及び事業税	2,805
法人税等調整額	243,689
法人税等計	246,494
中間純利益	283,113

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

 其他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

 中間会計期間末日の基準価額により評価しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

 定率法を採用しております。但し、資産除去債務に係る建物附属設備及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物附属設備 5～18年

 器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は20年であります。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末に計上すべき貸倒引当金はありません。

(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当中間会計期間末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

(1) 委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬
運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬
成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

(5) その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」といいます。) を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による当期の中間財務諸表に与える影響はございません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	(単位：千円)
	当中間会計期間末 (2023年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	518,206

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	(単位：千円)
	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
有形固定資産	22,081
無形固定資産	92,031

2 営業外収益の主要な項目は、次のとおりであります。

	(単位：千円)
	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
ヘッジコスト配賦損益	35,038
受取利息	15,083

3 営業外費用の主要な項目は、次のとおりであります。

	(単位：千円)
	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
為替換算差損	24,685

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2023年6月30日)
1年以内	249,762
1年超	541,151
合計	790,913

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借契約によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

当中間会計期間末(2023年6月30日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	3,431	3,431	-
差入保証金	380,326	378,260	2,065
資産計	383,757	381,692	2,065
長期預り金	(117,535)	(116,874)	660
負債計	(117,535)	(116,874)	660

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券	-	3,431	-	3,431
資産計	-	3,431	-	3,431

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	378,260	-	378,260
資産計	-	378,260	-	378,260
長期預り金	-	(116,874)	-	(116,874)
負債計	-	(116,874)	-	(116,874)

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

中間会計期間末日の基準価額により評価しております。ただし、市場での取引頻度が高くなく、活発な市場における相場価格とは言えないため、レベル1には該当しません。また、観察可能なインプットを用いて算定されるため、レベル2に該当します。

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末 (2023年6月30日)

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,077	3,431	2,353
小計	1,077	3,431	2,353
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,077	3,431	2,353

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
当期首残高	124,634
時の経過による調整額	25
当中間会計期間末残高	124,609

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	4,458,603	1,363,214	42,410	1,285,808	7,150,037
成功報酬	-	131,632	-	-	131,632
合計	4,458,603	1,494,847	42,410	1,285,808	7,281,669

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
843,961	1,113,097	767,457	98,549	2,823,066

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託には公募投信が多数含まれており、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	803,542	投資運用業

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間末 (2023年6月30日)
(1) 1株当たり純資産額	150,197円28銭

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	7,077円84銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	283,113
普通株式に係る中間純利益(千円)	283,113
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	40,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

<p>金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為</p>	<p>a . 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。</p> <p>b . 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。</p> <p>c . 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。</p> <p>d . 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。</p> <p>e . 上記 c . および d . に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。</p>
------------------------------------	--

5 【その他】

<p>定款の変更等</p>	<p>定款の変更は、株主総会の決議が必要です。</p>
<p>訴訟事件その他重要事項</p>	<p>訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。</p>

信託約款

追加型証券投資信託

M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ 運用の基本方針

約款の第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

主としてマザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式(当該株式の預託により発行される D R およびカントリーファンドを含みます。)に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、M S C I コクサイ・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

株式の実質組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式(M S C I コクサイ・インデックスを構成する銘柄を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

信託約款

3. 収益分配方針

年1回決算を行い、毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益等の全額とします。

分配金額は、委託者が基準価額の水準等を勘案して決定します。(ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。)

収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

信託約款

追加型証券投資信託

M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ 信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金4,210,110,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

(削除)

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から無期限とします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」といいます。)第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については4,210,110,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、以下「社振法」といいます。)に基づき、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

(削除)

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、原則として委託者

信託約款

があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して、または個々を指して以下「販売会社」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 販売会社は、第6条第1項により発行された受益権を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

の2 前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター・マンデー、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日に該当する日には、当該取得の申込みを受付けられないものとします。

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の規定にかかわらず、販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

第1項の規定にかかわらず、販売会社は、第6条の規定により分割される受益権を、販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

信託約款

前項の手数料の額は、当該取得申込みの金額に応じ、販売会社が独自に定める率を基準価額に乗じて得た額とします。

(削除)

(削除)

第5項の規定にかかわらず、受益者が販売会社と別に定めるMSCIインデックス・セレクト・ファンド積立投資約款(以下「積立投資約款」といいます。)に従って結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって売却できるものとします。その場合の受益権の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第5項および前項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)ならびに販売会社が別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該各信託の受益権(または、社振法の規定の適用外となっている受益証券)の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

第1項の規定にかかわらず、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者または販売会社は、取得申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。

第3項および第4項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)ならびに販売会社が別に定める各信託(この信託を除きます。)について、当該各信託の委託者または販売会社が買取請求および一部解約の実行の請求の受付を中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消した信託がある場合には、委託者または販売会社は、当該信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。

第12条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、主としてインベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする親投資信託であるMSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図し

信託約款

ます。また、保有する有価証券をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 9の2. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10の2. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人の発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号および第10号の2の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券、第7号および第10号の2の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものならびに第9号の2の投資法人債券を以下「公社債」といい、第9号および第9号の2の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券または当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

信託約款

第19条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第32条の2第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第19条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等、ならびに第23条から第26条まで、第28条、第29条、第31条、第38条および第39条に掲げる取引を行うことができます。

前項の取扱いは、第19条第1項および同条第2項、ならびに第23条から第26条まで、第28条、第29条、第31条、第38条および第39条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第21条の2 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとし、M S C I コクサイ・インデックスの構成銘柄にかかるエクスポージャーは零とみなします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第22条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式(M S C I コクサイ・インデックスを構成する銘柄を除きます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(第27条に定める転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))および有

信託約款

価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外貨通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。この場合、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。）、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

信託約款

第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前2項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第27条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法（平成17年法律第86号）第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法（明治32年法律第48号）第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみ

信託約款

なした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第31条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第32条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第32条の2 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

信託約款

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第33条 （削除）

第34条 （削除）

（混蔵寄託）

第35条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第36条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第37条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項但し書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第38条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第39条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第40条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第41条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第42条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託

信託約款

者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第44条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

1. 投資信託財産に係る監査報酬
2. 法律顧問に対する報酬
3. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
5. 投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

委託者は前項に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の合計額を予め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができるものとし、

委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、前項の固定料率を期中に変更することができます。

第3項において固定料率を定める場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

第2項の規定は、投資信託財産に係る監査報酬を除き、平成12年12月1日以降適用します。

(信託報酬等の総額)

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の90の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第46条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第47条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第48条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)

信託約款

は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金（第52条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第49条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第50条 受託者は、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日および第48条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第48条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（受益証券の買取り）

第51条 販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもってその受益権を買取ります。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター・マンデー、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該買取申込みを受付けないものとします。

第1項の場合、受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた受益権の買取請求を取消することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

第1項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、委託者との協議に基づき、この信託の受益権の買取請求に係る売却代金をもってするMSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の取得申込みに係る買取請求の受付けの中止、すでに受付けた買取りの取消またはその両方を行うものとします。

（信託の一部解約）

第52条 受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター・マンデー、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の

信託約款

請求を受付けないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

第1項および第3項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、委託者は、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて算出した価額とします。

第1項および第3項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）および販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者は、当該信託の取得申込みに係るこの信託の一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消またはその両方を行うものとします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第53条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第54条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託

信託約款

者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第58条の2 第53条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

(公 告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第1条 第48条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

信託約款

第2条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第28条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買した場合の差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成9年11月20日

委託者 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

信託約款

「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」信託約款（抜粋） 運用の基本方針

約款の第 15 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

世界各国の株式（当該株式の預託により発行されるDRおよびカントリーファンドを含みます。）に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

株式の組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式（MSCIコクサイ・インデックスを構成する銘柄を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。